

平成30年

文教委員会会議録

とき 平成30年6月11日

品川区議会

平成30年 品川区議会文教委員会

日 時 平成30年6月11日（月） 午後1時00分～午後4時04分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 塚本 よしひろ 君 副委員長 鈴木 博 君
委員 渡部 茂 君 委員 つる 伸一郎 君
委員 南 恵子 君 委員 飯沼 雅子 君
委員 石田 しんご 君 委員 高橋 しんじ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 本 城 教 育 次 長
有 馬 庶 務 課 長 篠 田 学 務 課 長
若生学校制度担当課長 熊 谷 指 導 課 長
大関教育総合支援センター長 横 山 品 川 図 書 館 長
福島子ども未来部長 高 山 子 ど も 育 成 課 長
二ノ宮児童相談所移管担当課長 廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長
佐 藤 保 育 課 長 吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長
大 澤 保 育 支 援 課 長

○午後1時00分開会

○塚本委員長

ただいまから、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます予定表のとおり、幹部職員紹介、事務事業概要およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

1 幹部職員紹介

○塚本委員長

それでは、予定表1の幹部職員紹介を議題に供します。

実質的には今回が初めての委員会でございますので、改めて委員、理事者の自己紹介をお願いいたします。

初めに、委員長の私から行います。文教委員会の委員長を務めることとなりました、品川区議会公明党の塚本よしひろです。1年間、よろしくお願いいたします。

○鈴木（博）副委員長

今年、文教委員会の副委員長を務めます品川区議会自民党・子ども未来の鈴木です。4年間、文教委員会で皆様と一緒に勉強をさせていただいて、今年が4年間で集大成になるので、私、ひとつ、しっかりと仕事をまとめられるように頑張りたいと思いますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

○渡部委員

品川区議会自民党・子ども未来の渡部でございます。昨年に引き続き、文教委員会を務めます。よろしくお願いいたします。

○南委員

日本共産党品川区議団の南恵子です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○飯沼委員

日本共産党品川区議団の飯沼雅子です。よろしくお願いいたします。

○つる委員

品川区議会公明党のつる伸一郎です。昨年に引き続き、文教委員会です。よろしくお願いいたします。

○石田（し）委員

国民民主党・無所属クラブの石田しんごです。よろしくお願い申し上げます。

○高橋（し）委員

無所属議員、高橋しんじです。よろしくお願い申し上げます。

○中島教育長

教育長の中島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○本城教育次長

教育次長の本城でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○有馬庶務課長

庶務課長の有馬です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○篠田学務課長

学務課長、篠田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○熊谷指導課長

指導課長、熊谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大関教育総合支援センター長

教育総合支援センター長、大関でございます。よろしくお願ひいたします。

○若生学校制度担当課長

学校制度担当課長の若生でございます。よろしくお願ひいたします。

○横山品川図書館長

品川図書館長、横山でございます。よろしくお願ひいたします。

○福島子ども未来部長

子ども未来部長の福島でございます。よろしくお願ひいたします。

○高山子ども育成課長

子ども育成課長の高山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

児童相談所移管担当課長の二ノ宮です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○廣田子ども家庭支援課長

子ども家庭支援課長、廣田です。よろしくお願ひいたします。

○佐藤保育課長

保育課長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○吉田保育施設調整担当課長

保育施設調整担当課長の吉田です。よろしくお願ひいたします。

○大澤保育支援課長

保育支援課長の大澤でございます。よろしくお願ひいたします。

○塚本委員長

それぞれありがとうございました。

なお、事務局からは、小澤書記と柳川書記が当委員会の事務に当たりますので、よろしくお願ひいたします。

このメンバーで、1年間、実りある委員会にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 事務事業概要

(1) 教育委員会

○塚本委員長

続いて、予定表2、事務事業概要を議題に供します。

進め方でございますけれども、まず、(1)の教育委員会につきまして、一括してご説明いただいた上で、一括して質疑を行い、その後、(2)の子ども未来部につきまして、同様に一括してご説明をいただき、一括して質疑を行うという進行になります。

なお、事務事業概要につきましては、例年にならい、新しい委員で構成される最初の委員会で所管からの説明を受けるものであります。

したがいまして、具体的な質疑は、今後の報告事項等の案件の中で行っていただければと思います。
本日は、説明、質疑とも、くれぐれも簡潔にお願いいたします。
それでは、教育委員会から、一括してご説明をお願いいたします。

○本城教育次長

それでは、私からは、教育委員会事務局の事務事業概要について、ご説明をさせていただきます。
私からは、概要の冒頭部分におきまして、総括的なご説明をさせていただきますので、よろしくお願
いいたします。

まず、目次をおめくりいただいて、1ページからご覧いただければと思います。

まず、品川区教育委員会の教育目標および基本方針でございますが、四角囲みの冒頭でございますよ
うに、品川区教育委員会といたしまして、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富
み、人間性豊かに成長し、希望に満ち自らの未来を切り拓いていけるように、5つの柱から成る教育目
標を定めてございます。

そして、教育目標を踏まえまして、次のページになりますが、基本方針として、より具体的な方針を
定めまして、総合的に教育施策を実施するものと位置付けてございます。

この施策の柱といたしましては、左上になりますが、1番目として「人権教育の推進」を、少し下にな
りますが、2番目として「確かな学力の定着と向上」を、そして、3ページ、お隣になりますが、3
番目、「体力・運動能力の向上と国際理解教育の推進」を、そして、その下でございます。4番目とし
ては、「家庭・学校・地域の連携強化」を、そして、ページをめくっていただきまして、中ほどでござ
います。5番目として、「伝統・文化の継承と読書環境の充実」ということで、この5つの柱を基本方
針として定めているものでございます。

続いて、お隣のページになりますが、Iの教育委員会というところで、主に組織体制等でございます
が、初めの「教育委員会の概要」にございますように、教育委員会は地方教育行政法に基づきまして設
置された合議制の執行機関で、5人の委員をもって組織されておりまして、教育委員会の委員として、
現在、中ほどの表のとおり委員構成となっております。

続きまして、6ページになりますが、教育委員会のもとに設置されている事務局の組織でございます。
事務局の組織としては、5つの課の編制になっております。1番目から庶務課、学務課、指導課、教育
総合支援センター、品川図書館の5課体制となっておりますが、平成30年度におきましては、学務
課の中に学校制度担当課長を設置してございます。

続きまして、お隣の7ページになります。II、品川教育ルネサンスでございます。初めの「品川区の
教育改革の歩み」のところがございますように、教育改革「プラン21」で培ってきた成果を踏まえな
がら、新しい教育改革方針を「品川教育ルネサンス」と名付けて、平成28年度から取組みを進めてご
ざいます。

そして、その次になりますが、「品川教育ルネサンスで目指す教育」といたしましては、3つの柱を
掲げておりまして、①としては、義務教育学校の設置を踏まえまして、小学校、中学校と合わせて、異
なる学校種が存在する中で、学校の特色や個々の学校の可能性を高める学校教育を進めていくこと、②
といたしましては、品川コミュニティ・スクールについて、平成30年度から全校の展開となりますが、
その実施によりまして、学校の主体性を高め、地域との協働による特色づくりを行う学校体制を構築す
ること、そして、③として、これからの時代を生き抜く児童・生徒を育成する9年間の一貫したカリ
キュラムを実現すること。この3つの柱をもとにしまして、品川区の教育のさらなる充実と質の向上を

図ってございます。

以上のような基本的な考え方の中で、教育委員会としては施策を進めているところでございますが、以下、具体的な各事務事業につきまして、各課長からご説明をさせていただきます。

○有馬庶務課長

それでは、私から、庶務課の事務事業概要について、ご説明いたします。

9ページをご覧ください。

庶務課は、教育委員会事務局全体の総括的な事業として、教育委員会の開催、予算、決算の総括、行政財産の管理、学校勤務職員の人事を担当するほか、PTA関連事業、学校施設の改築、維持、そして、文化財保護などを担当しております。

系の構成といたしましては、庶務係、施設係、教育施設調整担当、文化財係となっております。

10ページをご覧ください。

まず、庶務系の事務ですが、教育予算、教育委員会、統計調査など統括的な業務に加えまして、11ページに参りまして、学校勤務職員について、区費負担職員の人事、研修、それに都費負担職員も含めた健康管理を行っております。特に定期健康診断の受診率は、過去3年、100%となっております。

次に、PTA関連事業でございます。少年少女スポーツの普及をはじめとして、下のほうになります。家庭教育講演会、それから、12ページに参りまして、家庭教育学級等の委託事業、そして、中ほど、家庭教育力の向上支援の各事業を行います。その下、83運動についても継続して実施いたします。その他、児童通学安全確認業務や学校用務業務の委託等も実施しております。

なお、子ども地域活動支援事業、いわゆるスタンプカード事業でございますけれども、この事業については、事業の見直し等を行い、平成30年度より、児童参加地域事業という形をとりまして、地域活動課へ所管が移管となっております。

続きまして、13ページをご覧ください。施設係でございます。

学校の維持管理、修繕に関する事務を行っております。今年度行う校舎等整備につきましては、中段の表のとおり、便所改修から校舎大規模改修まで、記載の学校にて工事を行います。

その下、外壁、屋上改修、14ページに参りまして、中ほど、学校体育施設整備費として、プール整備、校庭整備をそれぞれ記載の学校にて実施いたします。なお、過去3カ年分の実績は記載のとおりでございます。

15ページに参りまして、学校環境の維持向上を図るための修繕ならびに学校施設の機器の保守点検等、維持管理を実施いたします。

次が教育施設調整担当です。教育施設調整担当では、学校改築を担っています。現在、15ページの下に記載のあるとおり、6校2園で改築を進めています。

6校2園ですけれども、まず、芳水小学校では、第Ⅰ期校舎等改築工事中であります。本年12月に完了予定となっております。第Ⅱ期工事につきましては、7月下旬ごろに工事説明会を行いまして、その後、着手する予定でございます。城南小学校・幼稚園では、平成32年2月の校舎・園舎工事の完了予定で進めているところです。後地小学校につきましては、現在、仮設校舎を建設中で、7月に仮設校舎へ移転し、8月より校舎等改築工事に着手いたします。工事に先立ち、7月中旬に工事説明会を開催する予定でございます。鮫浜小学校につきましては実施設計を、浜川小学校・幼稚園については7月に委託業者を決定し、基本設計を行う予定でございます。第四日野小学校につきましては敷地測量を行います。

いずれにしても、各学校のより具体的な進捗状況につきましては、浜川小学校・幼稚園の設計業者が決まった後で、本委員会でもたご報告したいと考えてございます。

次に、16ページをご覧ください。文化財係です。

文化財係は、文化財保護審議会の運営、文化財を保護して、文化財の指定や修理、保存のための補助金や奨励金を交付するほか、17ページに参りまして、文化財めぐり、品川魅力発見ツアーなど、普及啓発事業を実施いたします。

文化財の指定件数等につきましては、16ページの表にございます。

また、17ページの下段、埋蔵文化財につきましては、発掘、整理調査、記録作成等を行ってございます。

○篠田学務課長

続きまして、学務課の事務事業概要をご説明いたします。

恐れ入りますが、18ページをお開きください。

学務課は、学校の運営にかかわる事務を行っております。組織としましては、2係2担当の体制で事務を行っております。

事務分掌でございますけれども、学事係は、学校教育法に基づく就学時学級編制をはじめ、教材教具や校具等の整備、学校の維持運営、就学援助等の業務を行っております。

校務情報管理対策担当は、情報安全管理対策や学校事務システム等のシステム管理ならびに学校のICT推進を行っております。

保健給食係につきましては、学校保健、学校給食、校外授業等の事務を執行しております。

それから、学校制度担当につきましては、後ほど学校制度担当課長よりご説明をさせていただきます。

18ページの下段から19ページにかけては、他課との連携事業を記載してございます。

次に、各係の事務事業についてご説明をいたします。19ページの中段、学事係でございます。

学事係では、まず最初に学校選択制の実施とございますけれども、社会の変化に対応した学校教育の内容の充実や質の向上を目的として実施してございます。

入学予定の新1年生、新7年生の児童・生徒を対象に、通学区域や指定校変更制度は維持しつつ、小学校は4ブロック、中学校および義務教育学校は区内全域から選択可能としています。

おめくりいただきまして、20ページに参りまして、2つ目の段落であります。

平成30年度の入学者の希望申請の割合でございますけれども、小学校段階では26.2%、中学校段階は25.2%の選択状況でございます。受入予定数を超え、抽選となったのは、小学校段階で14校、中学校段階では2校でございます。これら詳細につきましては、お隣、21ページの表にまとめてございますので、後ほどご覧ください。

それから、選択制にかかわるスケジュールでございますけれども、20ページの下段にございましてとおりでございます。

おめくりをいただきまして、22ページの学級編制でございます。

平成23年度から、小学校第1学年の標準が35人編制となっております。また、東京都で実施しております小学校2学年の加配、中1ギャップ加配によりまして、第2学年と第7学年につきましては、35人学級に対応できる教員加配措置がございまして、この措置に基づく平成30年度の実績は、このページに記載のとおりでございます。

次に、中央の表、学級編制状況でございます。過去3カ年の学級数、児童・生徒数と学年別内訳を記

載してございます。3行目の平成30年度ですけれども、5月1日現在の小学校段階の児童数につきましては、通常学級が1万5,247人、特別支援学級は142人で、合計1万5,389人となっております。その下の表は中学校段階での生徒数になります。平成30年度の生徒数は、通常学級が4,768人、特別支援学級が85人、合計で4,853人となっております。

なお、参考までに、巻末の資料の58から59ページには、5月1日現在の学校別の児童・生徒数、学級数を掲載してございますので、後ほどご確認ください。

続きまして、22ページの一番下、「設備・備品等の整備・維持」でございます。

内容は、教育活動にかかわる教材、教具の購入、学校の維持管理に関する事務、学校運営に係る設備、備品の整備等を行ってございます。

続きまして、23ページの中段から、「就学援助」について記載してございます。

学校教育法第19条に基づきまして、経済的理由により就学困難と認められた児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの必要な援助を行っております。

平成29年度の受給率でございますけれども、一番下の表が小学校と義務教育学校の全体比で、平成29年度は受給率が18.3%となっております。おめぐりいただきまして、上段の中学校ですけれども、中学校の受給率は平成29年度は30.2%となっております。

続きまして、その下、校務情報管理対策担当でございます。こちらでは、「情報管理安全対策」として、学校が保有する全ての情報の安全確保および文書等の適切な管理、システムの適正な運用管理を図るため、情報管理安全対策運用規定、実施手順等を定め、情報の安全管理に努めております。

次の「各システム運用管理」でございますけれども、学校事務システムや校務システム等の運用サポートを行ってございます。

その下、「学校ICT推進」でございますけれども、前後に配置しましたプロジェクタや書画カメラ等をはじめとする機器、タブレット型PCの管理、サポート、校内LANの整備等を行ってございます。

続きまして、25ページ中段、保健給食係でございます。

まず、「学校保健」でございますけれども、学校保健安全法に基づき、定期健康診断をはじめとした児童・生徒の保健管理や学校環境衛生の維持に努めております。

おめぐりいただきまして、26ページは「学校給食」でございます。

学校教育の一環として実施しており、調理はいわゆる自校方式として、各学校で行っているものでございます。

また、給食費でございますけれども、保護者から徴収する給食費につきましては、全て食材料費に充てているということで、1食当たりの単価は、中段に書かれてございます表に記載しているとおりでございます。

一番下、給食の放射性物質検査でございますけれども、ヨウ素とセシウム、ストロンチウムの測定を実施してございます。

お隣、27ページが一番上の食物アレルギー対応についてでございますけれども、「品川区立小・中学校における食物アレルギーのてびき」に沿いまして、全校にアレルギー対応委員会を設けまして、アレルギー対策に努めておるものでございます。

その下、「グローバル給食」でございます。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、区内の大使館が点在する地の利を活かしまして、大使館、領事館と学校を通して交流を図り、国際理解を深める事業でございます。今年度も2校での実施を予定しておりまして、現在、調整中ござ

ざいます。

その下、「日本スポーツ振興センター」は、学校管理下における児童・生徒の負傷や疾病に対する災害共済給付を行ってございます。当区におきましては、掛金の保護者負担分についても区負担としてございます。

そのページ、一番下、「校外施設」でございます。移動教室につきましては、教育課程の一環として行ってございます。第6学年は日光、第7学年は磐梯高原で実施をしております。

それから、おめくりいただきまして、夏季施設、林間学園でございます。第5学年の希望者を対象に、夏休み期間中に日光で実施をしております。

ここで、表の訂正がございまして、恐れ入ります。移動教室・夏季施設参加状況の表がございまして、この中で、区分の移動教室のところに日光と磐梯他とありますけれども、平成29年度につきましては、全て磐梯へ行っていますので、「他」をお取りください。申し訳ございません。

それから、右側の人数ですけれども、申し訳ございません。平成28年度の数字がそのまま残ってしまっていましたので、訂正させていただきます。まず、上の移動教室の児童生徒数、2,243人となっておりますのは、2,347人でございます。その下、1,662人となっておりますのは、1,690人となります。また、右のほう、参加者数でございますけれども、日光が2,222人となっておりますのは、2,329人になります。それから、その下、1,625人は、1,644人となります。続きまして、下段の夏季施設でございます。夏季施設の児童生徒数は2,142人となっておりますが、2,221人が正しい数字となっております。右側、参加者数は2,098人となっておりますけれども、2,166人が正しい数字となります。それから、実施月のところで、実施日が8月25日までとなっておりますけれども、8月24日の誤りでございます。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、その下、「多子家庭給食費補助」でございまして、所得制限はありますけれども、義務教育を受けておられる児童・生徒が3人以上いる世帯の3人目以降の給食費を補助するもので、品川区独自の制度として実施してございます。

その下、学校制度につきましては、担当課長からご説明させていただきます。

○若生学校制度担当課長

それでは、私からは、学務課の残りました事業について、ご説明させていただきます。

28ページの下段、学校制度担当でございます。

昨年度まで、学事制度審議会の担当としまして、学校計画担当を庶務課に置いておりましたが、審議会の終了によって、学務課へ事業を引き継ぎ、学校制度担当と名称を改めたものです。今年3月にいただきました学事制度審議会の答申を受けまして、区立学校における学区域や学校選択制といった学事制度の整備を担当いたします。具体的な制度の見直しを進めていくにあたりましては、地域事情等を踏まえながら、丁寧に検討を進めてまいります。

なお、学事制度審議会の開催経過につきましては、下の参考に記載したとおりでございます。

○熊谷指導課長

続きまして、指導課に係る事務事業について、ご説明いたします。

30ページをご覧ください。

指導課では、教職員の人事、服務等に関すること、一貫教育や品川コミュニティ・スクール等、教育施策の企画に関することを担っております。事務分掌は教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の3

つのラインで進めてまいります。

31ページをご覧ください。

まず、教職員人事係ですが、人事、服務、働き方改革等、人事関係の業務を中心に行っております。

一番下になりますが、「区固有教員の採用」でございますけれども、平成30年4月1日現在、26名の教員を採用して、任用しております。本年度は、平成31年度に任用する教員、4名程度の採用事務を行います。

また、32ページ、33ページに掲載しておりますように、「校長・園長等教育管理職の選考関係」の手續、「臨時的任用教員および代替教員」、「非常勤講師の任免」、「服務関係」、「教育実習」に関する事務、「教職員の給与・旅費」、そのほか「災害対策教職員待機寮の維持・管理」に関する事務を行います。

また、33ページの上段でございますとおり、昨年度から「学校働き方改革」にも取り組んでおります。今年度からは、教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置を行うなど、しながわ働き方ルネサンスを推進してまいります。

34ページ以降でございますけれども、こちらは指導主事および学校地域連携係の事務事業でございます。大きな項目としては、「一貫教育の推進」がございます。今年度は、3月に策定しました品川区立学校教育要領を踏まえた教材作成や指導方法等を検討する委員会を運営します。そのほかに小中一貫教育全国連絡協議会の運営、品川区の教育に関する評価やリーフレット等の発行など、さまざまな事業を展開してまいります。

一番下にありますように、「習熟度別学習の充実」、そして、35ページにありますように、「学力定着度調査」、「特色ある教育活動経費」、「学力向上プラン」等の品川区独自の施策につきましても、引き継ぎ実施してまいります。

また、35ページの中段にありますように、昨年度に引き続き、東京学芸大学との連携による学習支援事業を実施いたします。子どもたちが主体的に自己実現を図ることができるよう、就学援助を受給している家庭の子どもを対象に、東京学芸大学の学生による学習支援を行ってまいります。平成30年度は23名の児童が参加しております。

続いて、「学校地域連携推進」についてです。3年間かけて段階的に進めてまいりました品川コミュニティ・スクールが、今年度、全校展開となりました。

1枚おめくりいただきまして、36ページ中段にありますように、平成31年1月19日土曜日ですが、品川コミュニティ・スクールフェスタを開催いたします。品川コミュニティ・スクールの取組みについて、地域の方々や地元の企業等、関係者の皆様の理解を深めることで地域と学校との協働体制を強め、地域で育てる9年間の義務教育を一層推進してまいります。

次に、「品川英語力向上推進プラン」でございますけれども、1年生から6年生には、引き継ぎ、ALTやJTEを活用した、区独自のカリキュラムを推進してまいります。また、4年生を対象としたジュニア・イングリッシュキャンプですけれども、平成30年度は自校での実施に加え、東京都が開発いたします英語村、「東京グローバルゲートウェイ」の活用も行ってまいります。また、7年生から9年生を対象とした英語力向上推進事業としては、ALTの派遣、それから、37ページでございますように、グローバル人材育成塾やイングリッシュキャンプの開催、品川イングリッシュレッスンの実施などを行ってまいります。

37ページの下段からは、「オリンピック・パラリンピック教育推進事業」でございます。今年度も

東京都の委託事業を受けまして、全校が「よい、ドン！スクール」として、オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境の4つのテーマに係る、さまざまな教育活動を計画的に展開してまいります。また、本年度は児童・生徒対象の品川区開催講演、3競技体験教室に加えまして、教員を対象とした5人制サッカー、いわゆるブラインドサッカー体験研修を行い、教員自身が障害者理解を深める契機としております。

38ページ、最後になりますけれども、本年度はアワード校、9校、パラリンピック競技応援校が1校、計10校が都から指定されております。引き継ぎ、オリンピック・パラリンピック競技の核として、他校への普及啓発を図ってまいります。

○大関教育総合支援センター長

39ページより、教育総合支援センターの事業でございます。

主な事業といたしましては、5点、最初に上段に示してございますように、各学校の教育課程に基づきまして、学習、生活指導への指導、助言、支援等を行ってまいります。そして、いじめ、不登校等、課題への対策、健全育成、生活指導上の困難ケースなどの支援を行います。3点目にございますように、特別支援教育のさらなる推進をしてまいります。そして、4点目、教育総合支援センターには教育相談室もございますので、学校教育に関する相談事業も引き継ぎ行ってまいります。そして、5点目にありますように、教職員の職層に応じた研修を実施してまいります。

以上、5点の事業内容につきまして、教育事務係、指導主事、特別支援教育係、3つのラインで事務分担してまいります。

ページをおめくりください。40ページ中段以降、まず、教育事務係のところから、主な点だけご紹介いたします。

教育事務係は、教育総合支援センターの全般の管理、運営をしてまいります。教育総合支援センターの研修室の利用等につきまして、一番下、40ページに表がございまして、これは平成28年度途中より、マイスクール五反田を開設してまいりましたので、利用件数につきましては、こういった形となっておりますが、その分、マイスクール五反田が毎日利用しております。

次のページに移ります。41ページ、教育資料展示室、いわゆる教科書センターを設けてございます。教育資料につきましては、本区で採用しているもの以外も含めまして、さまざまな教科書を展示してございます。教科書採択のある年につきましては、利用者も増える状況でございます。平成29年度は小学校の道徳、今年度におきましては中学校の道徳の教科書採択がございまして、そちらの採択事務につきましては、8月までに教育委員会として採択を経て、東京都教育委員会に報告をする形で、今、事務手続を進めてございます。そのほか市民科の教科書、各教科の副教科書等の作成、学校への配付等、教育活動の支援全般を行っているほか、教育相談室を運営しております。

ページをおめくりください。

そして、先ほど申し上げましたマイスクール五反田を含めまして、今年度より、マイスクール八潮、マイスクール五反田、マイスクール浜川、3カ所の拠点において、子どもたちの不登校、あるいは未然防止の事業を強化して進めてございます。

続きまして、指導主事でございます。42ページ下段から始まりますが、いじめ防止等の対策、不登校の対策、引き続き、こちらは重大かつ重要な対策として、今度とも充実して努めてまいりたいと思っております。あわせまして、体力向上施策、本区独自の教科である市民科の推進につきまして、教育総合支援センターが担ってまいります。

ページをおめくりください。

人権・同和教育の推進ですが、人権教育を全般的に教育総合支援センターが担っております。学校に対する人権教育でございます。

続きまして、教員研修・校内研修の推進ということで、指導主事が学校担当制をしております担当校に対して、およそ2週間に1回程度は訪問し、直接、授業観察などをして、授業に対するアドバイス等を進めてございます。また、土曜授業日を今年度も14日間設定しております。品川区は他区に先駆けて、土曜日の学習を行い、しっかりと教育に必要な時間数を確保してまいります。

続きまして、特別支援教育係でございます。45ページ中段以下に示してございますが、特別支援学級、あるいは特別支援教室等、特別な教育的ニーズがあるお子さんへの教育環境の整備を担当しております。また、就学相談といたしまして、小学校に入学する年齢のお子さん、中学校に入学する年齢のお子さん、途中での転学、都立特別支援学校への入学を希望する方も含めて、区内の子どもたちの就学相談を受けております。これは46ページ上段にも表がございます。昨年度は265件の就学相談を行いました。ここ数年で3倍近くに件数が増えてきている傾向がございます。

続きまして、介助員・学習支援員の配置です。身体的な身辺介助、子どもの安全確保のために、介助員、学習支援員を配置しています。学習支援員につきましては、知的な遅れはないものの、発達障害等により、なかなか教員の一斉の指導だけでは難しいお子さんに対して、全区という形ではありませんが、学校に対して何名か分の支援員を配置してございます。各学校では、工夫して対応しているところです。

そのほか巡回相談員といたしまして、10名の特別支援教育に特化したカウンセラーが五、六校、小学校、中学校、義務教育学校、連携する学校を1つのくくりで担当して、2週間に1回程度、訪問をし、子どもたちの様子を観察し、教員に対する指導、助言を行っております。

最後に47ページにございますように、今年度も昭和大学病院の院内学級といたしまして、入院をしているお子さんを対象とした病虚弱の特別支援学級、「さいかち学級」を運営しております。

○横山品川図書館長

では、私からは、48ページ、品川区立図書館からご案内させていただきます。

誰もが、いつでも気軽に利用できる資料・情報を体系的に収集、整理、保存し、資料の貸出しを中心に、教養、調査、研究、レクリエーションなどの要求に応え、生涯にわたる区民の学習活動を図書館として支援してございます。区内の10館の図書館、また、来年1月からは11館目がオープンしまして、そちらで体制を整えてまいります。

運営の仕方としましては、平成16年度から順次、品川区立図書館の窓口業務を委託しまして、平成27年度からは品川図書館を除く地区館9館に指定管理者制度を導入することにより、全館の開館日・開館時間を拡充してございます。

運営の事務分掌としましては、庶務事務を行う管理係と、一般図書また児童図書の扱いを行う事業担当に分かれて運営してございます。

他課との連携事業としましては、48ページ最下段にございます学校図書館サポートとしまして、区立小学校・中学校・義務教育学校全校に運営支援要員を派遣いたしまして、学校図書館利用の促進を図っているところでございます。

また、49ページの下にございますように、平成30年度からは、国保医療年金課の健診事業への協力であるとか、高齢者福祉課と連携しました認知症カフェ、認知症サポーター養成講座を図書館で行う等の協力体制を整えているところでございます。

おめくりいただきまして、50ページから、一般的な図書館での運営サービスにつきまして、貸し出しサービス、予約・リクエスト、レファレンス、検索・複写等のサービスを全館で行ってございます。

51ページにございますように、事業・行事といたしまして、児童サービスとして、おはなし会、ブックトークなどを実施し、本との結び付きに努めております。小学校・義務教育学校をはじめ、保育園、児童センター等と連携し、おはなし会・読み聞かせ・ブックトーク・職場体験などを行ってございます。また、平成28年度からは、「はじめてのえほん よんで よんで」事業を開始し、乳幼児から本に親しむ習慣を身に付けることを推進してございます。

その下、障害者サービスといたしまして、図書館利用に障害のある方へ、音訳図書、点字図書、さわる絵本、マルチメディア・デジター図書、拡大写本等の貸し出しや、サピエ配信としまして、インターネット配信で、読むことが困難な方への音声配信をしてございます。

また、最下段、図書館広報誌発行といたしまして、「L i L i L i」を発行し、10代後半から20代前半の若い世代の方が図書館を身近に感じてもらえるような工夫としまして、年に2回発行し、配付しているところでございます。

おめくりいただきまして、52ページ、下にございますように、新規事業といたしまして、今年度は大崎図書館の移転と、それに伴う関連施設の開設といたしまして、今月、6月1日にオープンいたしました。大崎図書館の移転開館、それに先駆けまして、平成30年2月に大崎駅西口図書取次施設を開所いたしました。また、来年1月につきましては、芳水小学校に隣接しまして、大崎図書館分館という形で、大崎地点3カ所の図書館で図書環境を整えていく予定でございます。それぞれ大崎図書館は「ライフサポート図書館」、大崎駅西口図書取次施設は、「小さいながら地域の文化を結ぶ施設」、大崎図書館分館は「子どもを育む地域密着図書施設」として、新しいコンセプトに基づき、地域のコミュニティの拠点化づくりを進めてまいります。

続きまして、53ページ、品川区立図書館システム・学校図書館システムの更新といたしまして、今回、全館の図書システムについての更新を進めているところでございます。これに伴いまして、年末になりますが、機器の入れかえと研修を必要とすることに伴いまして、年末の開館については、今回は中止をする予定でございます。

また、新しい事業としまして、下から2番目、図書館事業サポーター制度といたしまして、雑誌カバーの題字に重ならない部分に区内企業や事業者の広告を掲載して、企業のPRと図書の利用促進を図る予定でございます。また、デジタルサイネージシステムを更新しまして、より皆様に親しんでいただける図書館を目指す予定です。

次のページから、実績資料を幾つか付けてございますので、後でご確認をいただければと思います。

○塚本委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。本件について、質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

幾つかあるのですが、33ページの学校働き方改革は平成29年度からなのですが、改めて、この内容を教えていただきたいことが1つ。

あと、39ページの教育総合支援センターですが、いじめとか不登校対策がはじめとなって、この間もずっと対策をとっていることは承知しているのですが、とりわけ今、不登校の子どもの数字がどのくらいになっているのかを教えていただきたいのが2つ目です。

それと、23ページの就学援助ですけれども、平成27年度、平成28年度、平成29年度で、小学校の部分では、そんなに大きく数字的に落ちていないですが、受給率が20%台だったのが18.3%になっている。ここはどういう状況か、改めてこの数字を伺いたいと思うのです。当然ながら、中学校は同じ横ばいで、合計では21.2%、そんなに大きな数字の差ではないと思うのですが、落ちている状況がどういうことなのか教えていただきたい。

○熊谷指導課長

しながわ働き方ルネサンスについてですが、昨年度の9月5日に学校働き方改革、しながわ働き方ルネサンスの実施についてという通知を全校に通知いたしました。そこから保護者にも周知し、また、広報しながわ9月21日号で区民にも周知したところです。

その中で、品川区におきましては、全都に先駆けまして、さまざまな人的措置ですとか、環境整備等を行ってきたところですが、それに加えて、今年度は児童・生徒数が500名程度の学校につきまして、スクール・サポート・スタッフ、略してSSSと申しますけれども、このSSSを13校つけております。国が3分の1、都が3分の1、区が3分の1の事業でございます。非常勤職員を配置することで教職員の負担軽減を図ってございます。

なお、今、13校と申し上げましたが、秋口からは、加えて2校追加となっておりますので、15校がSSSとなっております。

それに加えまして、小・中希望校につきましては、区独自にTRA、ティーチャーズ・ルーム・アシスタントという報償費をつけることで、例えば周年行事ですとか、さまざまな行事のときに教職員の負担を減らすような補助員を報償費として配布するようにしてございます。

また、もう一つ、働き方改革、今年度、新たに加えるところとしましては、在校時間の集計をこれまで手作業で行ってございましたので、データの集計システムを構築することに取り組んでございます。

○大関教育総合支援センター長

不登校に関するご質問でございますが、国が毎年調査を行っております問題行動調査結果といたしまして、正式に公表されているものは、平成28年度末の数字が現段階ではお示しできる数字となっております。小学校で46、中学校、義務教育学校の後期課程も含めまして149という数字になっております。全国的な傾向として、年々微増という状況で、品川区においてもそれほど大きな変化のない形ですが、全都よりは少し抑え気味となっております。それはマイスクール五反田を含め、従来からの八潮、それから、今年度からスタートした浜川等で適応指導教室という形でフォローをしている子どもたちが出席扱いとなりますので、若干、そこの分が抑えられている状況でございます。

○篠田学務課長

就学援助の受給率の関係でございます。小学校・義務教育学校、前期の課程が平成29年度は18.3%と落ちています。就学援助の場合は、あくまで申請されている方に対して支給するということがございますから、審査にあたりまして、収入の制限を満たす方が減ってきているのではないかと。社会経済情勢がよくなってきている部分も、もしかしたらあるのではないかとということが想像されるわけですが、基本的に審査は所得制限を基本に見ていますので、その中身自体は、それ以上のところまで踏み込んだ調査はできていないというところでございます。

また、中学校ではあまり変わっていないということがございますけれども、全体が減ってきています。中学校も数としては減ってきているのですが、生徒数自体が若干、減ってきているということがありますので、それと合わせた形だったものですから、結果的には、減はそんなに変わらなかった数字

が出てきてございます。

○南委員

それぞれありがとうございます。

学校働き方改革は、それなりに教育委員会としても対応していただいているということになるのかと思うのです。また、小規模校、中規模校、具体的に報償費をつけるということは、一般的には勤務時間が多くなると、その分、残業代を出す、そういうイメージで伺っていいのかがわからなかったので、その辺を教えていただきたい。

それから、指導課のところだったと思いますけれども、前年度と比べて、いろいろな事業を今年度は増やしているような、そういう印象を持ったのです。指導課だけではなくて、学務課を含めて、全体を含めて、またいろいろと事業が広がっていくという気がしたのです。そことの関係では、どう見たらいいのかと思ってまして、人的措置だとか環境整備、基本は人的措置が重要だと私は思っているのですけれども、もちろん勤務時間以外に働けば、その分の手当を出すのは当然なのです。

しかし、小学校2年生と中学1年生でしたか。35人学級できちんと対応できているという先ほどの説明があった中で、ほかの学年も含めて、きちんとした人的配置がされていくことが一番望ましいのではないかと思っています。そういうところとの関係で、学校働き方改革をどう見たらいいのかと私は感じたので、その辺の評価を伺いたいのが1つです。

それからあと、不登校なのですが、全体的には、全都よりは抑え気味だと。そして、浜川も含めて、対応を広げている。通学しやすい体制をとっていただいていることは、それはそれとして受けとめていきたいと思っています。不登校そのものが、その子どもの個人的な問題になっているのか、あるいは、そうではない部分もいっぱいあると思うのですけれども、そういうところの分析はどうなっているのかを伺いたいと思っています。

これは必ずしも結びつくものではないと私は思うのですけれども、私が個人的に気になったのが、この間、新幹線に乗っていた若者、全然、年齢は違いますが、二十何歳だったか。その若者が周辺の人たちに切り付けて、1人で助けに入った男性が殺されてしまった。そういう事件があって驚いたのです。お父さんの発言の中で、その方の子どものころの話をテレビで報道したので、びっくりしたのですけれども、小学校、中学校までは、いじられキャラみたいなことで、結構、みんなと仲よくやれていたのが、高校は不登校になったということで、人生が若いころに狂い始めてしまったというのをどう見るかというのは、これから分析を待つしかないわけです。

一人ひとりの子どもが自己肯定感を持てるような、そういう対応が本当に必要だと思うのです。とりわけ今はそういう類いの事件が多発している中で、品川区で暮らし、学ぶ子どもたちが、みんな、自分がここにいて、自己肯定感を持って、いろいろな活躍できる場がたくさんあるという、そういうことなしに、健やかに育っていかないのではないかと思います。

そういう点から見て、きちんと今の子どもの不登校になっている状況を、分析をしておられると思うのですけれども、もう少し分析をしていただいて、きちんと対応をしていくことが重要だと私は思っているのです。そういうことについての教育委員会のところを教えていただきたいのが1つです。

それから、就学援助については、経済がよくなっているということ、そして、少子化の数字があって、一定程度、パーセンテージが低くなっているのではないかというお話もありました。それはそれで事実なので、そこはわかる気がするのですけれども、社会経済情勢がよくなっているのが本当にそうなのかとは思うところなので、就学援助の受給ができる対象者をもっと幅広くしていただくような、そういう

方向性も必要ではないかと思っております。その辺についての見解を伺いたいと思います。

○熊谷指導課長

しながわ働き方ルネサンスについてのお尋ねですが、スクール・サポート・スタッフは非常勤職員でございますけれども、ティーチャーズ・ルーム・アシスタントは非常勤職員ではなく、必要に応じて、時間単価で、報償費としてお支払いをする職員でございます。ですので、必要に応じて、例えば、先ほど申し上げたように、用事等があるので、それに依りて学校がそれぞれアシスタントを募集して、それに対する報償費をおつけするようなシステムとなっております。

○大関教育総合支援センター長

不登校の要因に関する分析、あるいは、お子さんの自己肯定感が重要ではないかというご指摘でございますが、不登校の一番大きな要因といたしましては、本人の無気力、不安、次に親子関係、家庭内不和、平成28年度は36.9%、その前年度でも34.8%と、第2位の要因を占めております。それに次ぐ内容としては、例えば学業不振が20%台で出てきている状況で、また、同じく20%台では友人関係の悩みなども出てまいります。この友人関係の悩みにつきましては、現在はHEARTS等が電話相談、あるいは、目安箱に入った際に、すぐに本人の話を聞いたり、確実にカウンセラーにつながなどで成果を上げている最中でございます。

先ほどご指摘いただいた昨今のニュースで話題の事件等にも、家庭の部分が背景に出てきているという情報も我々は得ておりますので、引き続き、そういった部分は関係機関としっかりと連携できるように、スクールソーシャルワーカーにより学校、関係機関との連携も可能なものになっていくのではないかと教育委員会としても分析をしてございます。

また、自己肯定感が重要と我々も考えておまして、マイスクール八潮では、例えば音楽発表会を毎年度、五反田文化センターの音楽ホールを使って行っておりますが、それに向けて、自分たちがしっかりと演奏をしたり、発表会をやり遂げるという満足感、自分の活動に関する充実感を味わわせたいと思っております。

あるいは、マイスクール五反田であれば、本人の学習の部分をしっかりとフォローしていくことで、学業不振の部分の不安感を取り除いていって、勉強に対する充実感を少しでも支援していきたい、そのために大学生等から成るメンタルフレンドをアドバイザーとして、お兄さん、お姉さんが中学生段階の勉強以外の内容も含めてアドバイスをします。そのような活動も適応指導教室では行っているところです。

○篠田学務課長

就学援助の対象者の拡大というお話がございました。就学援助につきましては、経済的に就学が困難と認められる方々への援助でございますので、その基準は、例えば、社会経済情勢の動きによって、固定ではなくて、常に見直しをする必要はあるという思いはございますけれども、現状の制度の中で必要な援助はできているものと考えてございます。今のところ、特段変更するものではないものでございます。

○熊谷指導課長

指導課分の中で、授業が増えて負担を増やしているのではないかとというようなご質問がございましたが、確認をいたしましたけれども、昨年度に比べて、教員の負担となる授業を増やしてはございません。

東京学芸大学との連携による学習支援事業ですが、学芸大学の学生、私ども事務局、東京学芸大学附属竹早中学校の教員ですので、直接、教員がかかわってはございませんので、特段、増えてはないと思います。

○飯沼委員

大きく言うと3点、ご質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、1ページ、2ページに教育目標、あと基本方針が書かれています。最初に日本国憲法および教育基本法の精神にのっとりというところで、人権教育が強調された、本当に基本的な大事なところであると思うのです。

昨今の教育の中で、グローバル化とか国際社会の理解云々等と言われている中で、性的マイノリティ、セクシュアルマイノリティを含んで、多様性をどう認めていく社会にしていくのがかなりこのところ強調されていると思うのです。今、ざっと説明を受けた中で、そこの方針の具体化について特に記載がなくて、どこで具体化がされているのかが見えないので、そこら辺を1点、教えていただきたいです。

2点目は、6ページに教育委員会事務局の組織が書かれています。人員配置がされているのですが、一番下の米印のところは括弧のところは現員で、管理職、非常勤職員を含むと書かれています。前にも1度、質問をしたことがあるのですが、非常勤の方がどのくらい入っているのかをお聞きしたら、事細かにざっと説明していただいて、書き取れなかったのです。

まず1点目は、正規と非正規の割合がどうなっているのか。今日、お聞きしても、多分、書き取れないと思うので、括弧内の職員の中の非正規との違いをきちんと書いてお知らせしていただけないかと思うのです。これは委員長にお諮りいたしたいのですが、非正規がどのくらいいらっしゃるのかわからないので、ぜひ、その辺の表記をしてほしいと思うのが2点目です。

あと3点目は、概要説明、文章ではいろいろ書かれています。具体的な数字がもうちょっと書かれるといいと思います。さっき不登校の数字の質問があったのですけれども、例えば、11ページの真ん中に教職員の健康管理というところがありますが、例えば病欠の先生や職員がどのくらいいるのか。あと、実際にすぐく教育委員会では残業が多いと聞いていますが、例えば月80時間、過労死ラインを超える職員がどのくらいいるのか、実態が目に見えるような数字の表記をしていただきたい。

また、例えば42ページのいじめ防止等の対策のところも、毎回同じような説明をいただいているのですが、せめて相談の電話の件数とかメール相談とかを始めたところのどのくらいアクセスがあったり、話が聞いているのか、そういうものも含めて、概要をもうちょっと膨らませていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長

性的マイノリティの方への内容につきましては、基本方針、2ページの最初の1、人権教育の推進の(1)で示してございますように、人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人など、「など」というふうここに含めて、あらゆる偏見や差別をなくして、しっかりと正しい認識を深めていこうということで、常に市民科の教科書の中にも、さまざまな偏見をなくそうという単元がございます。例えば5年生においては、区内で人権啓発課より配付されている冊子等がございまして、そこで実際に性自認に関する内容等も出てまいりますので、発達段階に応じて、性的マイノリティの方が現実にいるのだ、そういう悩みを抱えているのだという部分は現代の課題として、全校挙げて、子どもたちへの指導を進めているところでございます。

○有馬庶務課長

それではまず、事務局組織内における現員のうちの非常勤職員の記載方法についてですけれども、他部局の記載方法等の確認をしながら、またその辺は検討をしていきたいと思っております。

それから、中身について、各課で、そういう数字でもう少しあわせるようなところも、全体を見な

がら、来年に向けて、内部でも検討はしていきたいと思います。

○飯沼委員

1点目の教育目標と基本方針は、もちろんここに具体的に文章的には書かれているわけですが、後ろの施策のところ、それをより具体化したものがないと、書いてあるだけではないかと言われかねない状況なのです。特にオリンピック・パラリンピックの教育も含めて、日本が遅れている部分を急速に取り戻していくところにおいて、教育はものすごく重要であると思うので、早急にそこを意識して、具体化をしてほしいと思います。

学校教育もそうなのですが、生涯教育も含めてなので、図書館も含め、蔵書の問題とか、どういう啓発、特に区民の皆様の理解をどう進めていくのかにかかわってくると思うのです。総務委員会の部分ともかかわるかもしれませんが、図書館で取り組める状況を一步も二歩も進めていただきたいという思いがあるので、そこを1点、お願いしたいのが1つです。

あと、記載については、内部でいろいろ検討をしてくださるということなので、ぜひ検討をしていただきたいのですが、具体的にさっきの2点は質問をしたので、数字がわかっていたら教えてください。

○熊谷指導課長

教員の病休ですけれども、平成30年2月1日の段階で、7名が病休に入っています。これは延べです、同じ方が2回とっている場合もあります。最初は12名おりました、7名ということで、5人が復職してございます。ただ、これはメンタルだけではなくて、大きな罹患ですとか、そういった疾病も含んでございます。

○飯沼委員

もう一点は、いじめの相談とかメールとか、そういった具体的な数字がわかっているのだったら、状況を教えていただきたい。

○大関教育総合支援センター長

平成29年度は47件の目安箱の対応をさせていただきました。そのほか、実際の対応としてスクールソーシャル・ワーカーが学校に出向いていっている件数といたしましては、延べの件数となりますけれども、1人の方で何十回というケースも含めてですが、実際には2,000件を超える学校への支援を行ってございます。

○飯沼委員

ありがとうございました。

○塚本委員長

時間が限られていますので、簡潔にお願いします。

○飯沼委員

済みません。私、まだそんなにやっていませんけれども。

あと、直近のことは人事課に聞かないとわからないですか。

○有馬庶務課長

事務局内の職員の時間外については、我々でも把握はしています。

○飯沼委員

教職員の方ではなくて、教育委員会の事務局のところがわかれば教えていただけたらと思います。月80時間以上の職員が何人中何人いるのかという割合でお願いします。

○熊谷指導課長

指導課は24名おりますけれども、4月分になります、80時間超えが3名おりました。

○有馬庶務課長

指導課は超勤が多い傾向があるのですけれども、ほかの課はそれほど多くないとは把握してございます。庶務課は今、データがないのでわかりません。

○篠田学務課長

今は手元に今年度分の数字はないのですけれども、80時間を超える職員はいなかったと記憶しています。

○高橋（し）委員

3つありまして、1つは5ページの総合教育会議で、平成27年から、もう3年やっていたいのです。総合教育会議は総務の扱いなのですが、教育委員会として、この仕組みがなかったこと、こういった形で行政との接点ができて、どのようにプラスの面があって、今後、どのような形が考えられるか、教育委員会としてのお考えを伺いたいと思います。

それから、33ページの学校働き方改革なのですが、学校や教員等が教育活動が非常に多くなって、守備範囲が広がっていているわけです。そういったものがどんどん膨れ上がっている側面があって、逆に外部の方が協力して担当していただく等、先生方が働くということとまた別の視点で、学校の行うべきことがどんどん膨れ上がる中で、どのように精査といいますか、そういうことを考えていくか。そういった側面からの学校働き方改革の動きは、どのような形で今後見ていけばよろしいのでしょうか。

それから、35ページは、何度もお話ししているのですが、学力定着度調査に関しては、品川区の区立学校全体として、どういう状況かは、教育委員会の会議で報告されているわけです。2年生から9年生、全学年でやることになったときの予算の計上の経緯から、全国の子どもたちの学力を知ることと区民の方々にそれを知らせる必要性があると思うのです。今年度の結果については、何らかの形で教育委員会の会議で公表した内容を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○有馬庶務課長

1点目の総合教育会議の件でございますけれども、今まで教育委員会、委員内部が事務局との間で教育の施策についていろいろ検討してきたところに、区長との懇談会を交えて、一定程度の教育に関する考え方を確認しながら、またそれを教育委員会の中でも検討していくところに大きな意味があるのではないかと考えております。教育委員も、一定程度、区長と対話をするところで、いろいろそれに向けての準備をしたいとか、そういったところで刺激を受けていることは事実だと思います。

これまで、どちらかという、教育内部の事案を発案していたところが多かったとは感じています。子育て全般に係るものですか、もう少し幅広くやっていくことも、今後、場面によっては必要なこともあるのではないかと今は考えてございます。

○熊谷指導課長

学校働き方改革についてでございますけれども、教員の業務の役割分担をどうしていくか、また、これは教員がやるべきことなのか、それとも地域の方と一緒にやっていくべきことなのか、そういったことをしっかりとっていくことが重要だと思っています。

その1つの大きな柱となるのが品川コミュニティ・スクールでございますので、校区教育協働委員会で協議しながら、そして、学校支援地域本部の力をかりながら進めていくことが重要なのではないかと考えております。

もう一ついただきました学力定着度調査につきましては、昨年度もお伝えしたところでございますけ

れども、子どもたちの系統的な学力の変容を読み取っていく調査でございます。今年は2年目になってまいりますので、今後の公開の仕方ですとか、そういったことについても研究をしてみたいと思っています。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございます。

総合教育会議については、今、お話があったように相互連携して、区民の方々の民意を反映するという本来の総合教育会議の目的が、今みたいなお話で、非常に接点があることによって少しずつ進められていくので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、学校働き方改革のところは、コミュニティ・スクールの役割が非常に大きいと思いますので、単純に何時間働いたら超勤かどうか、そういう話も必要ですけれども、今、根源的なお話があったように、果たして学校がやるべきことは何なのかを地域の方々と話ししていく場面をつくるのが大切だと思っています。

それから、最後の学力定着度調査は、しつこいようですけれども、ぜひ公開に向けてお願いいたします。

○飯沼委員

済みません。さっき質問させていただいて、答弁がなかったので。最初のセクシュアルマイノリティの生涯教育に関して、図書館について取組みをお伺いしたので、具体的に。

生涯教育の分野で、性的マイノリティを含めて、多様性を区民の理解を進めていく立場で、どういう取組みがされているのか。書籍の選択なども影響してくると思うので、その辺の取組み、あと、イベントとか何かがあったら教えてください。

○横山品川図書館長

人権教育は、教育部分もそうですが、一般図書においても人権という部分で選書をしてございます。昨年、ご質問がありましたLGBTの本につきましても、これを選書するという目標ではないのですが、一般選書の中にあるものがございます。

人権といいますか、平和といいますか、事業として取り上げる項目はございますが、定例の中で特に取り上げてしているのではないのですが、トピックスとして、これからも検討してみたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

あわせて補足をさせていただきます。教員を対象ですが、全校から必ず1名以上の参加をしていただいて、人権・同和教育研修会を毎年行っております。せんだって、その中で、全校の教員に対して、LGBTに関する指導の留意点等を資料として、各校で共通理解をしっかりと伝達してもらって、本年度も引き継ぎ、性自認等の悩みを抱えているお子さんに早期にきちんと気付いてあげられる環境に努めてまいります。

また、先ほど答弁いたしましたHEARTSのスクールソーシャル・ワーカーが年間2,000件を超える支援に動いているのは、いじめだけではなく、不登校等、全ての課題への支援を行っている数値を合わせたものでございます。

○飯沼委員

ありがとうございます。特に、今言っていたいただいた教職員の方々の研修はものすごく重要であるので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

あと、図書館のところも、本に出合うことで、実際に体験しなくても理解できる大人の方はいっぱいいらっしゃるので、ぜひ図書の充実とか取組みをいろいろやっていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○塚本委員長

ほかにございせんか。

ほかになければ、教育委員会の事務事業概要につきましては、これで終了いたします。

(2) 子ども未来部

○塚本委員長

続きまして、子ども未来部の事務事業概要について、一括してご説明願います。

○福島子ども未来部長

それでは、私から、子ども未来部の事務事業概要の概略的な部分についてご説明申し上げます。

子ども未来部は、ゼロ歳から18歳までの子どもの児童福祉、青少年育成、子育てを行う区民等を対象に行政サービスを提供し、福祉の向上を図ることを組織の目標としております。

5ページをお願いいたします。子ども未来部の組織でございます。この図のとおり、子ども育成課、子ども家庭支援課、保育課、そして、今年4月に新設されました保育支援課の4課から構成されております。担当課長につきましては、子ども育成課に児童相談所移管担当、保育課に保育施設調整担当の2名の担当課長がおります。

次のページ、職員配置状況をご覧ください。総勢979名で、昨年よりも7名ほど増をしております。これは、組織改正に伴うものや、児童相談所開設に向けて、児童相談部門の職員体制を強化しております、その結果でございます。また、品川区の職員は約2,500名ですので、職員の約4割近くを子ども未来部が占めていることになります。

次の6ページ、下の表、子ども未来部の分掌事務でございますが、子ども育成課庶務係では、子どもの施策の企画を担うとともに、青少年の健全育成を所掌しております。児童相談係は児童の養育支援から児童虐待への対応を、また、育成支援係は児童センターとすまいるスクールの事業を所掌しております。児童相談所移管担当は児童相談所の設置に係る計画を所掌しております。

次に、7ページの子ども家庭支援課です。家庭支援係では、ひとり親家庭などの支援に加え、母子生活支援施設、家庭あんしんセンターの運営、奨学金貸し付け等を所掌しております。ひとり親相談担当は、家庭相談業務等を行っております。次の児童手当係および医療助成係では、各種手当の給付に加え、子どもの医療費の助成などを所掌しております。

次に、保育課でございます。保育管理係および保育教育担当では、保育事業の調整、保育教育課程の作成、実践指導等を行っております。施設・運営係は、区立保育所の整備、運営を担当しております。栄養指導係は、保育所等の給食にかかわる指導を行いまして、また、一番下にあります入園相談係では、保育園の入園事務、保育料の徴収等を所掌してございます。

次のページ、8ページでございます。今年度、新設しました保育支援課では、開設・計画担当と私立支援係で、主に私立保育園、幼稚園の運営指導、運営支援などを行っております。

次の平成30年度の予算の内訳でございますけれども、横に款別と人件費、縦に課別に記載しております、一番下の合計で458億796万6,000円になります。昨年に比べまして、72億円ほど増えておりまして、18.8%のアップでございます。

また、区全体の一般会計が1,745億円余でございますので、全体の26.2%を我が部が占めてございます。

詳細につきましては、各課長からご説明申し上げます。

○高山子ども育成課長

それでは、私から、子ども育成課の事務事業について、ご説明させていただきます。

14ページより、I子ども育成課となっております。

項目の1番の品川区子ども・子育て会議の説明は後ほどいたしまして、16ページをご覧ください。項目の2、次世代育成支援と青少年健全育成となっております。

(1)といたしまして、次世代育成支援の①といたしまして、「子育てガイド」でございます。総合的な子育て支援の情報を提供することを目的に、冊子形式で作成してございまして、地域の子育て支援団体に編集などを委託してございます。

②「子育て支援情報発信アプリ」につきましては、平成28年4月より運用を開始いたしました。スマートフォンを活用した、新たな情報発信の取組みでございます。

その下、(2)青少年問題協議会の運営でございます。本協議会につきましては、品川区における青少年の指導、育成に関する総合的な施策の樹立に必要な調査・審議等を行ってございまして、右側、17ページにお移りいただきまして、会議につきましては、例年、夏場に1回、冬場に1回、年2回の開催をしております。そのほか夏季対策パンフレット、また、中学校等の生活ガイドブック「あすに向かって」などの発行や、青少年の健全育成関係団体等の活動状況をまとめました「青少年対策の概要」の作成をしております。

次に、その下の(3)「明るい家庭づくり」（家庭の日）啓発事業でございますが、青少年の健全育成に最も影響力を持つ家庭に着目いたしまして、区では、毎月第1日曜日を「家庭の日」と定め、明るい家庭づくり運動を推進しております。

その下、(4)親子ネイチャープロジェクトでございますが、平成27年度からの事業でございまして、親子の参加による自然体験を通じて、親子がともに成長をしていくことを目指すものでございます。

おめくりいただきまして、18ページでございます。

(5)といたしまして、ジュニア・リーダー教育は、小学校4年生から高校生までを対象に、学校や地域におけるリーダーの素質を育てていくことを目的としております。運営につきましては、先ほど出てまいりました(4)親子ネイチャープロジェクト同様に、青少年委員会に事業を委託してございます。

その下、(6)青少年委員活動の推進については、青少年委員会の活動および区の委託事業等を載せております。

右側に参りまして、19ページをご覧ください。

(7)といたしまして、青少年育成者の研修機会の充実につきましては、青少年健全育成に係る人材の育成として、青少年委員をはじめとしました青少年育成者の方々のスキル向上を目指して研修を実施してございます。

おめくりいただきまして、20ページでございます。

(8)といたしまして、青少年育成事業助成金は、青少年委員会の自主企画事業に対する事業費の助成を一部行うものでございます。

その下、(9)青少年地域貢献活動支援事業は、青少年の社会貢献活動を進める取組みでございまして、一般公募の青少年ボランティア組織であるしながわ役立ち隊の育成のほか、本年度より青少年ボラン

ティアガイド事業を統一いたしまして、国際感覚の醸成と外国人のおもてなしなどの交流事業を行って
ございます。

右側に参りまして、21ページをご覧くださいと、(10)ということで、体験型育成事業の①わくわく・ドキドキコースにつきましては、表現コース、体験コースなどに分かれまして事業を通じまして、
感性豊かで探求心や好奇心旺盛な青少年の育成を目指すものでございます。

その下に参りまして、②親子体験交流事業でございますが、災害時相互援助協定を結んでおります岩
手県宮古市を親子で訪れる自然体験事業でございます、平成28年度からの実施でございます。

おめくりいただきまして、22ページをご覧ください。項目の3、しながわネウボラネットワークで
ございます。

全ての妊産婦と子育て家庭に対する妊娠、出産、育児の切れ目ない支援により、子どもを安心して生
み育てられる社会をつくることを目的としております。平成28年度より本格実施となりましたが、既
に先行しておりました品川区保健所で実施いたします相談事業に加えまして、私ども子ども未来部にお
きましては、こちらに記載の(1)産後の家事育児支援の利用助成、(2)子育てネウボラ相談員の配置という
ことで、事業をスタートしております。

右側の23ページをご覧ください。項目の4、子育て応援プログラム事業でございます。

平塚橋と大崎に開設いたしました高齢者多世代交流施設、ゆうゆうプラザと荏原区民センターにおき
まして、さまざまな子育て応援プログラム事業を展開するものでございます。

少しお進みいただきまして、26ページをご覧ください。項目の5、在宅子育て支援事業でございま
す。

(1)といたしまして、子育て支援センター、家庭あんしんセンター内でございますが、この施設におき
まして、地域子育て支援拠点として、相談事業、交流事業に加えまして、虐待防止の相談を受け付けて
ございます。また、ショートステイ、トワイライトステイといった滞在型の事業もあわせて実施してお
ります。

右側、27ページをご覧ください。

(2)として、地域子育て支援センター、こちらはふりすくーる西五反田内に設置してございますが、こ
ちらは同様に、相談や子育てに関する情報の提供、各種の講座を行うものでございます。

その下の(3)すくすく赤ちゃん訪問事業でございます。こちらは保健センターで実施しております新生
児訪問事業で訪問できなかった世帯を対象といたしまして、児童センターの職員が家庭訪問を協力して
行うものでございます。

そして、その下、(4)親育ち支援事業でございます。こちらは①親育ちワークショップ、②父親の子育
て参加促進事業、③赤ちゃんとのふれあい事業など、さまざまな事業を実施しております。こちらの事
業主体としましては、各児童センターとなっております。

おめくりいただきまして、28ページの(5)につきましては、子育て支援ネットワーク講習で、こちら
は子どもの年齢に応じた、子どもの年齢区別の講習会として実施してございます。

そして、29ページに参りまして、(6)です。子育て自立グループ支援事業につきましては、乳幼児を
持つ親などに家庭教育、子育て支援の講座を委託いたしまして、地域での子育てネットワークづくりの
支援をするものでございます。

そして、その下、(7)です。こども冒険ひろば事業でございます。これはプレイパーク事業でございま
す。北浜公園内、しながわ区民公園内に「こども冒険ひろば」を開設しております、内容といたしま

しては、火起こしの体験でありますとか、泥んこ遊び、木登りといった自由な遊びができる空間にプレイヤーと言われる指導員を配置いたしまして、子どもの遊びを応援するものでございます。運営はNPO法人への委託となっております。

そして、おめくりいただきまして、30ページ、(8)品川子育てメッセにつきましては、品川区の子育て情報を一堂に集めた見本市として、例年、きゅりあんにおいて開催しているもので、こちらもNPO法人と共催で実施してございます。

そして、右側、31ページ、項目の6番、子どもに関する相談事業でございます。

18歳未満の児童に関する相談および虐待通告については、区が一義的な窓口となっております、児童相談所等の関係機関と連携しながら、要保護児童等の相談支援を行ってございます。

(1)の児童家庭相談でございますが、こちらは児童相談係、子ども育成課内の組織と、品川区子育て支援センター、これは家庭あんしんセンター内にある施設ですが、こちらが連携をいたしまして、児童家庭相談および虐待通告の窓口として、さまざまな相談に乗ってございます。

おめくりいただきまして、32ページには、その状況について記載をしております。

そして、その下、(2)といたしまして、品川区要保護児童対策地域協議会でございます。こちらは子ども育成課が調整機関となりまして、地域の各関係機関と連携して、要保護児童やその保護者への支援を行ってございます。

おめくりいただきまして、34ページをご覧ください。

(3)といたしまして品川区における居住実態が把握できない児童についての関係機関連携についての表が記載されております。調査の結果、最終的には居住実態が把握できない児童についての報告は、ここ数年、ゼロ件という状況で推移してございます。

そして、右側の35ページをご覧くださいまして、項目の7、児童センター事業でございます。

児童センターは、児童福祉法に定める児童厚生施設で、児童の健全育成に資するため児童指導員を配置し、遊びの場と機会を提供し、自立を支援していくところでございます。また、地域における子育て支援拠点といたしまして、さまざまな子育て支援事業を実施しております。品川区内には全部で25館ございまして、そのうち13館が直営、12館が委託形式で運営されております。ゼロ歳から18歳未満を対象といたします中でも、中高生の支援に手厚く力を入れているティーンズプラザと言われる児童センターが9館ございます。また、そのほかに日曜日に開館しておりますサンデーサポート館が6館ございまして、それぞれ特色ある運営を行っているところでございます。

活動につきましては、クラブ活動でありますとか各種の季節の行事、そして、シルバーセンターと合築の児童センターがございまして、そうしたところでは交流事業など、さまざまな事業を実施してございます。

おめくりいただきまして、39ページまでお進みいただきまして、(7)児童センターの利用状況を表として記載してございます。25館の児童センターの年間の利用者数につきましては、平成29年度については83万2,118人で、若干、前年度より落ち込んでおりますが、しながわこども冒険ひろばなど新しい遊びの場が展開されておりますので、そうしたところへの利用などで若干、流れているためと考えてございます。

そして、40ページをおめくりいただきまして、各25館の児童センターにおけるさまざまな取組みについて表にまとめさせていただいております。

そして、41ページをご覧くださいまして、項目の8、すまいるスクール事業でございます。すまい

るスクールは、全小学校、義務教育学校37校で放課後や長期休業中に児童をお預かりする事業でございます。

文部科学省が進めます「放課後子ども教室」と厚生労働省が進めます「放課後児童クラブ」、こちらを一体的に運営している運営方法でございます。1年生から6年生まで、親の就労にかかわらず、全児童を対象とするものでございます。平成28年度、事業見直しに伴いまして、利用時間の延長、間食の提供を進めたところでございます。

なお、すまいるスクールにつきましては、学校との連携のもと運営しておりまして、すまいるスクールの特徴といたしましては3つございます。1つ目は、フリータイムと言われる自由な時間、2つ目が地域の方々の協力のもと、「教室」と言われる英会話、囲碁、パソコンなどのさまざまな体験の場を提供すること、3つ目として、「勉強会」ということで、教員免許を持ったスタッフによる基礎学力と学習習慣の定着、そういったものを3つの特徴として持つ事業でございます。

登録児童数につきましては、43ページをご覧くださいと、(6)といたしまして、平成29年度末の登録数で、9,751名、登録率で申しますと66.7%で、主に低学年の方の利用が多いということでございます。

おめくりいただきまして、45ページをご覧ください。項目の9といたしまして、子ども・若者育成支援事業でございます。

(1)品川区子ども・若者計画でございますが、こちらは保健、福祉、教育など相互の連携のもと、総合的な子ども・若者の育成支援施策の推進を図ることを目的としておりまして、平成30年度からの5カ年間を計画期間とする計画でございます。この4月よりスタートを切ったものでございます。

(2)といたしまして、相談拠点の整備でございますが、子ども・若者応援事業の中核事業といたしまして、今年度は不登校やひきこもりなど社会的自立に困難を有する子ども・若者とその保護者を支援する拠点を整備してまいります。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

項目の10、46ページをご覧ください。

この項目は、今年度も昨年度に引き続きまして、行財政改革特別委員会の調査事項となっておりますので、若干、簡単な説明となりますが、説明させていただきます。

まず、区といたしましては、複雑多様化する児童虐待への対応、児童相談行政における都と区の二元体制を解消するために、東京都からの事務の移管を前提に、児童相談所の設置準備を進めております。

具体的には以下の5点でございます。ハード面、ソフト面について対応してまいります。

まず1点目、(1)の児童相談所・一時保護所基本設計。国の指針やビジョン等を踏まえて、施設整備を実施していくことを目指しておりまして、本年度に基本設計を行っていく予定でございます。

(2)から(5)はソフト部分に関してでございます。(2)、(3)は庁内での検討と、児童相談所移管に伴って有識者からのご意見を伺うための会議でございます。また、(4)の人材育成は児童相談所では一番核になるケースワーカーの人材育成でございます。これまで東京都の児童相談所への派遣、外部の専門機関研修への参加などを通じて、相談対応力等、専門能力の向上を図っていく予定としております。最後、(5)でございます。既に児童相談所を設置している先進的な市を視察させていただきまして、区の設置準備等に活かしていきたいと思っております。

○廣田子ども家庭支援課長

私からは、お手元の資料47ページから、子ども家庭支援課の事業について、ご説明申し上げます。

まず最初に、児童の各種手当についてご説明します。冒頭、児童手当でございます。この手当は、満15歳になった後の3月までに支給されるもので、手当額についてはお示しのとおりです。所得制限はございますが、所得制限を超えましても、特例給付という形で支給されますので、該当のお子さんがいらっしゃる全世帯に支給されるものでございます。

おめくりいただきまして、48ページ中ほどになります。児童育成手当・障害手当になります。

こちらにつきましては、区の制度となっております。育成手当につきましては、18歳に達した後の3月31日までのお子さんを養育する方に支給されます。おおむねひとり親家庭に支給されますが、親に重度の障害がある場合にも支給されるものとなっております。

お隣のページ、49ページ上に障害手当がございます。障害につきましては、20歳未満の児童の養育をされている世帯に支給されます。要件につきましては、お示しのとおりとなっております。

下に児童扶養手当がございます。こちらにつきましても、主にひとり親手当と親御さんに重度の障害がある場合に支給されますが、こちらについては国の制度となっております。要件については先ほどの育成手当とおおむね同じような内容となっております。

おめくりいただきまして、50ページの③に手当額についてはお示ししておりますので、ご覧ください。

お隣のページ、51ページをご覧ください。

特別児童扶養手当、こちらにつきましても、国の手当となっております。精神または身体に障害のある児童を養育する方に支給するものとなっております。お子さんの対象は20歳未満となっております。先ほどの障害手当とおおむね同じような内容となっております。

おめくりいただきまして、52ページになります。

子どもすこやか医療費助成事業につきましては、15歳の3月まで、児童手当と同じ対象となります。子どもの保険診療にかかわる医療の自己負担分および入院時の食事標準負担金を助成しております。こちらについては、所得制限等はありませんので、対象の年齢のお子さんがいらっしゃる場合には、全世帯が対象となっております。

お隣のページ、53ページをご覧ください。

女性福祉となっておりますが、もともと売春防止法にのっとり設置された制度ではございますが、現在は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律にかかわるような対象を支援するような内容がほとんどとなっております。サービスにつきましては、婦人相談員の設置、現在は3人配置しております。加えまして、女性福祉資金の貸付というサービスがございます。

おめくりいただきまして、55ページになります。

55ページは、家庭福祉となっております。現在、さまざまな事情で家庭内で多くの問題が生じておりますが、離婚や相続、養育費の問題など、家事案件について、ご相談に乗っております。相談員は、家裁の調査官等を歴任された方が週3回、専門非常勤という形で相談を受けております。実績については、表でお示しのとおりとなっております。

おめくりいただきまして、56ページ、ひとり親家庭福祉となっております。

こちらにつきましては、事前に区議会事務局を通しまして、ひとり親のしおりを区議会議員に1冊ずつ配布を既にしてございます。細かい内容については、こちらを見ていただいたほうがわかりやすいかと思えます。私からは、主なものをご説明します。

ひとり親家庭相談とって、相談員を置いておりますが、母子・父子自立支援員を現在3人配置して

おりまして、ひとり親家庭の相談を受けております。また、母子・父子福祉資金の貸し付けを行っておりまして、各種、必要な貸し付けについてもものによっては利子がありますが、行っております。

58ページ、59ページに資金の概要については詳しく書いてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

おめくりいただきまして、60ページになります。品川区ひまわり荘、母子生活支援施設です。

こちらにつきましては、母子家庭の方の自立を支援するための施設となっております。お子さんが18歳未満の児童を保護する、母子家庭の方を自立のために支援する目的で入所していただいております。現在の入所状況については、中央、④に4月1日現在、7世帯17人入所と書いてございますが、6月1日現在は9世帯22人が入所しております。相談員がきめ細かく支援して、自立に向けて対応しているところでございます。

おめくりいただきまして、62ページ以降は、ひとり親家庭の主な支援事業となっております。私からは、主なものご説明をいたします。

63ページをご覧いただきまして、ひとり親家庭学習支援事業、通称ぐんぐんスクールと呼ばれているものでして、通年と夏期、冬期の集中講座で、小学校5、6年生から高校生までを大学生や社会人のボランティアが学習支援するもので、平成25年より行っております。

中ほど企業見学会の実施等が入っておりますが、平成28年より、キャリアデザインを描けるモデルが必要ということで、区内の企業の協力を得まして、見学会等を盛り込んでございます。

おめくりいただきまして、64ページ中ほど、ひとり親家庭一時介護事業でございます。

こちらにつきましては、母子家庭や父子家庭の方が一時的に傷病などで日常生活を営むのに困難がある場合に、1日2時間から8時間以内という形で、本人負担なしで介護人を派遣してございます。

その下、ひとり親家庭等医療費助成がございまして、15歳までは子どもすこやか医療費助成で対象全てに支援してございますが、こちらにつきましては、ひとり親家庭で、ある一定程度の所得以下の方に、親御さんも含めて、18歳までお子さんの医療費の助成を行っております。

お隣のページ、65ページの下、(6)ひとり親家庭自立促進事業とお示ししております。こちらにつきましては、就労に向けた支援について列挙してございます。主なものは66ページを見ていただきまして、③母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業とございますが、主に母子家庭なのですが、自立のために、1年以上の修業年限のある保育士とか看護師とかの資格をとって、就労したい方に対して、学費ではなく生活費相当分ということで、一部、生活費の助成を行うものでございます。

その下、④母子・父子自立支援プログラム策定事業とありますが、ハローワークOBの専門的就労相談員を配置しております。就労、収入アップ等を求める方に対して、6カ月をめぐりに就労プログラムで就職まで支援するものでございます。

お隣、67ページ、低所得者の福祉とございますが、こちらにつきましては、妊娠しているにもかかわらず、経済的な理由により、出産の費用がない場合に、出産費用を助成するものでございます。

その下、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、育児の援助を行ってくださる提供会員の方と支援を受けたい依頼会員の方の相互援助事業になっております。こちらのマッチングについて、拠点を平塚と大井に2カ所設けているものでございます。

おめくりいただきまして、68ページです。奨学金の貸し付け事業です。

こちらにつきましては、高等学校等に進学するために必要な資金についての貸し付けを行っております。平成30年4月より大幅な見直しを行っております。①の①在学応援資金を新設しております。

こちらにつきましては、修学のみではなく、修学に付随する費用ということで、部活動等にかかわる費用についても、用途目的を拡大して、貸し付けを行うものでございます。

このたび、記載が漏れてしまったのですが、こちらにつきましては、要件により、後ほど申請することによって、返還免除が受けられるという審査があるというところを追加しております。

②の在学資金につきましては、平成29年度をもって募集を終了しておりまして、現在貸し付けをしている方の継続のみと変更してございます。

その下、③入学準備金につきましては、これまでどおり貸し付けは続けますが、貸し付けの金額につきまして、近隣校に調査をかけた平均の金額、40万円までに増額を図っております。

おめくりいただきまして、70ページになります。

子どもの未来応援事業、こちらにつきましては、子どもの貧困対策の法律、大綱に基づきました検討委員会の中で検討をした事業について記載してございます。

(2)の通称しながわドリームサポートという学習支援事業につきましては、高校生を対象としまして、大学や専門学校等に進学を目指す低所得世帯の高校生に対して、平日6時から8時までという形で、自学自習とか学習支援の事業を平成29年から実施してございます。

お隣、71ページ、子ども食堂ネットワーク支援がございまして、平成29年から、子ども食堂を地域の方が開催しているところで、開設に向けた支援であるとか、開設している方が継続するための支援ということで、社会福祉協議会に事務局を置きまして、情報共有等支援を行ってございます。

○佐藤保育課長

私からは、保育課の事務事業について、担当課長と分担してご説明を申し上げます。

72ページをご覧ください。保育園等の利用認定でございまして、平成27年4月から開始されました子ども・子育て支援新制度により、保育園等を利用する際は認定を受けることが必要になっておりまして、その種類、内容等を記載しております。

73ページをご覧ください。(3)の年齢別認定数の表の一番右、平成30年度をご覧ください。1号認定を受けた方が合計757人、2号認定が5,646人、3号認定が6,175人、総計が1万2,578人で、前年度と比較しまして、946人の増になっております。

次に、74ページをご覧ください。認可保育園でございまして、上から3行目の①保育園の目的ですが、保育園は子ども・子育て支援法および児童福祉法に基づきまして、保育を必要とする乳幼児を保護者にかわって保育し、児童の健やかな成長を図るとともに、保護者の就労を支援するための施設でございまして、また、在宅子育て家庭への支援の充実を図るため、チャイルドステーションの役割も担っております。

次に、②の施設整備の現況をご覧ください。認可保育園は、公立46園と私立65園で、合計111園です。定員は9,925人で、前年度より1,510人の増でございまして、本年4月1日現在の園別在籍状況については、76、77ページに載せております。

少し飛びます。78ページの(4)特別保育をご覧ください。保育園の基本開所時間は午前7時半から午後6時30分までの11時間としておりますが、さまざまな就労形態に対応するため、延長夜間保育に取り組んでおります。

実施状況ですが、午後7時30分までを公私立保育園、全園で実施し、午後8時までを私立9園、午後8時30分までを公立7園、私立42園、午後9時までを私立2園、午後9時30分までを私立1園、午後10時までを公立6園で行っております。

なお、特別保育事業として、延長夜間保育のほかに平日保育、年末保育、病後児保育、病児保育、短時間就労対応型保育室を実施しております。

次に、80ページ、(5)特別支援保育です。心身に障害のあるお子さんや、心身の発達状態から一定の配慮を必要とするお子さんについて、よりよい発達につなげる保育や相談会を実施しております。今年度についても、巡回相談や育児相談会の回数を増やして対応してまいります。

続きまして、82ページから86ページまでが保育園運営にかかわる事業費と保育料の概要でございます。

次に、87ページをご覧ください。(7)給食と食育では、保育園の給食や食育の取組みを記載しております。食育に関する講習会では、在宅子育て世帯の参加も可能としておりまして、好評を得ております。その下、(8)一日保育士体験では、在園児の保護者を対象として、保育士の仕事体験を実施しております。子どもの新たな姿が発見できるなど、こちらも好評を得ております。

次に、少し飛びますが、90ページをご覧ください。地域型保育事業でございます。19人以下の少人数の保育により、待機児童の多いゼロ歳から2歳までの乳幼児をお預かりしております。

次に、92ページをご覧ください。区立幼稚園9園の状況でございます。定員が671名に対し、今年4月現在は598名の在籍となっております。前年度比34名の減となっております。

次に、95ページをご覧ください。幼保一体施設でございます。幼保一体施設は、幼稚園と保育園のそれぞれの培ってきたメリットを融合させ、ゼロ歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設でございます。

次に、97ページをご覧ください。就学前乳幼児教育の充実です。ゼロ歳から就学前までの全ての子どもが、保育園、幼稚園の区別なく、等しく質の高い保育・教育を受け、小学校にスムーズに移行できるよう、乳幼児教育の充実に努めてございます。

(2)の保幼小連携事業では、公私立保育園などと近隣の小学校が連携・協力し、園児が学校環境に慣れ親しむ機会をつくり、学校生活に期待や意欲を持って就学できることを目的として行っております。平成23年4月から、園児が一定の時間、小学校に滞在するスクール・ステイ事業を実施しております。

98ページをご覧ください。一番上、(3)の保育園職員の研修でございます。保育士等の資質の向上や専門性の向上を図るため、職層や経験年数等に応じた研修を実施しております。

次に、(4)保育施設の指導検査等です。実績の表をご覧ください。平成29年度は104件と、前年度から46件と大幅に増加しております。区内全体の保育の質の維持、向上に向けまして、研修と指導検査、巡回指導を充実してまいります。

次に、100ページをご覧ください。一時預かり事業でございます。この事業は、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育園その他の場所で一時的にお預かりをしております。(1)の区立幼稚園の預かり保育では、保護者が就労等をしている在園児を対象として、全園で実施をしております。

次に、102ページの上の(2)一時保育でございますが、区内在住の保護者が病気等の理由で子どもを保育できないときに、一時的に公私立の保育園でお預かりする制度でございます。

○吉田保育施設調整担当課長

それでは、保育課がかかわる残りの部分の事務事業について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、14ページまで戻っていただけますでしょうか。

まず、1の子ども・子育て会議でございます。この会議は、子ども・子育て支援法に基づき、各種施

策を総合的かつ計画的に推進するために必要な調査・審議等の実施を目的として設置しております。今年度は、例年行っている計画の進捗状況の確認や教育施設等の利用定員について意見聴取を行うほかに、平成32年度から平成36年度までの5年間についての次期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた準備、調査、検討を行ってまいります。

(2)品川区子ども・子育て支援事業計画でございますが、保育需要を把握し、教育・保育施設などの整備計画として、子ども・子育て支援の取組みを一層促進するために策定しております。昨年度は、平成27年度から平成31年度までの事業計画の中間年度にあたるため、事業計画の目標値等の見直しを行ったところでございます。

続きまして、88ページをご覧ください。(1)の区立保育園の建替えでございます。保育園の施設の安全面については問題はございませんが、築40年から50年を超える施設が多い状況です。施設の老朽化の状況により、順次、建替えや大規模改修を進めるものでございます。

次に、89ページをご覧ください。(2)区立保育園の民営化でございます。直営の区立保育園は43園あり、運営費102億円のうち、多くは一般財源で負担している状況でございます。今後の区立保育園の運営については、就学前の乳幼児人口の動向を踏まえ、健全財政の維持および民間活力の活用という観点から、区立保育園の民営化を検討し、実施していくものでございます。

○大澤保育支援課長

私からは、保育支援課の事業について、ご説明いたします。

103ページをお願いいたします。まず、(1)の私立保育園の運営でございますが、①が運営費、②が保育士等の処遇改善の取組みでございます。③、④が平成30年度の新規事業でございます。③は保育園の職員がインフルエンザ予防接種を受けた場合に3,000円の助成をするものです。④は4、5歳児の入園が少ない新規開設園で、空きスペースを活用して、1歳児を受け入れます。

104ページの(2)認可保育園新規開設支援でございますが、国や都の制度を活用し、平成30年度には、105ページにお示ししてございますとおり、17園の開設となります。

次に、106ページ、2. 地域型保育事業の運営等でございますが、認可保育園と同様に、運営支援、開設支援を行います。

次に、107ページ、3. 認証保育所等でございます。運営支援、開設支援のほか、108ページ、(4)にございますように、保護者の方に対する保育料助成を行っております。

109ページに施設別の人数を記載しております。一番下、27番のさんさん森の保育園戸越公園が平成30年4月に新規開設いたしました。

110ページ、(5)は認可外保育施設を利用する方への助成です。

(6)ベビーシッターの助成は、平成30年度の新規事業です。48時間以上のご利用で3万円、96時間以上で5万円の助成をいたします。

111ページ、(7)企業主導型保育事業運営支援、こちらも新規事業でございます。キャリアアップ補助金、宿舍借り上げ補助金により、保育士等の処遇改善を図ります。

次に、112ページ、私立幼稚園でございます。(1)の児童数は、平成30年度、表の一番右側、3、4、5歳の合計で3,053人となっております。(2)から(5)は、私立幼稚園に対する補助金でございます。

113ページ、(6)から(8)は、幼稚園の保護者に対する補助金です。

(7)の園児保護者補助金は、平成30年度より所得制限の上限を撤廃いたしましたので、全世帯が支給

の対象となります。

114ページ、(9)の特別支援教育・巡回相談は、回数を増やして実施いたします。

(10)は、保育園と同様にインフルエンザ予防接種費用助成を新規に実施するものです。

最後に、115ページ、在宅子育て支援事業です。(1)のオアシスルームでございますが、平成30年4月に新たに第3庁舎にオープンしまして、10カ所となりました。第3庁舎のオアシスは日曜日の利用が可能となっております。(2)のポップンルーム、(3)の子育て交流ルームは、それぞれ区内に2カ所ずつあり、在宅で子育てをされている方の支援を行っております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

本件について、質疑等ございましたら、ご発言願います。

○南委員

27ページの(4)の親育ち支援事業に該当すると思うのですがけれども、今、とりわけテレビ、新聞等で問題になっている子どもの虐待として、その理由がしつげだと言って、食事を少ししか提供しないとか、つい最近、明らかになった、品川の児童相談所に来た、目黒に住んでいた、亡くなった、5歳の女の子でしたか。朝4時に起きて、5歳でそれだけ書けるのだと、痛々しく聞いたのですがけれども、お父さん、許してくださいとか、いろいろと子どもの気持ちをつづったものを聞いていて、胸が締め付けられる状況になったのです。

そういう育て方をしているのは、虐待をしつげという言葉にかえてやっている事例がすごく多いです。そういう事態に、親育て、親育ち、そういうことも本当に大事なのだらうと思うのです。隠れていて見えない、児童相談所の職員が何回訪問しても子どもに会えない、そういうことで、結果的に虐待で亡くなっていくケースがすごくある中で、区として、しつげという子どもへの対応について、どう認識しておられるのか。

その辺を見抜く力をどうしたらいいのかを伺っておきたいと思うし、これ以上、どこの行政区に住んでいても、そういうことで命を落とす子どもをつくってはいけないという思いで質問をしたいと思いません。これが1点です。

それから、こども冒険ひろばが2カ所できまして、特に新しくできたしながわ区民公園内のしながわこども冒険ひろばは、非常にスペース的にも広いというのもあって、何回訪ねても、さらに子どもたちが遊ぶ可能性のある遊び方が広がっている印象を受けて、本当にうれしく思うのです。もっと区内に何カ所もあって、気軽に遊びにいける、全身で遊べる。そして、全身で遊ぶだけではなくて、子どもが子どもなりの知恵、力を出し合って、協力し合って、何かをつくっていく。そういう活動を通して成長、発達していくことができるのは、こども冒険ひろばが1つかとと思っているので、もっと区内にたくさんそういう広場をつくっていただきたいと私も思っているし、区民の方も、そういうことを願う方がすごく多いです。

ですから、そういう方向性も含めて、また、そういうこども冒険ひろばへの評価も、この際、改めて伺いたいし、方向性も含めて、考え方を教えていただきたい。とりわけこの2点、よろしく願います。

○高山子ども育成課長

2点、ご質問をいただきました。

1点目の親育ち支援事業に関連しての対応とか認識の部分につきましては、記載の親育ち支援事業につきましては、こちらに書かせていただいたように、保護者の方々、親御さんの仲間づくりということで、乳幼児家庭の孤立化の防止や育児不安の解消が主たる目的ですので、地域で同じような立場の親御さん同士が交流を深めることで、子ども同士、親同士の交流が深められればということでの事業でございます。

一方で、しつけという点で申しますと、32ページあたりをご覧くださいますと、子どもに関する相談事業ということで、私ども子ども育成課の児童相談係では、もちろん虐待に関する相談を受ける一方で、非行をはじめとした育児、しつけの相談なども受け付けさせていただいております。

そうした中で、見抜く力という点等で申しますと、こうした職場に配置されております福祉職の職員がたくさん相談事例を受けることで、見抜く力、親視点に寄り添う力、そういったものが醸成されるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、品川区児童相談所は東京都の施設ではありますが、それが区内にございます。そういった意味では、連携をとりやすい環境下にあると思っておりますので、虐待、しつけ相談も含めて、東京都と連携して、時には事例を共有する中で、虐待につながることはないように未然の防止を図ってまいりたいと考えております。

それから、2点目のこども冒険ひろばにつきましては、昨年の5月に2カ所目の開設ということで、しながわ区民公園内に開設することができました。1カ所目の北浜こども冒険ひろばの開設から15年の時を経てということで、私どもとしましては、念願のこども冒険ひろばが開設できたことを大変喜ばしく思っているのです。

確かに自然体験ということで、大変有用な、都会にあってはなかなか体験が難しい経験ができる一方で、とりわけ春先になりますと、こども冒険ひろばの近隣の住民の方から、煙や音の苦情なども多数寄せられております。こうしたものについては、一つ一つ丁寧に説明をさせていただく中でご理解をいただくとともに、運営面において細心の注意を払っていく状況も一方ではございます。

いずれにいたしましても、一定規模の広さの敷地が必要であること、もう一つ、それを担う受け皿、運営者側の負担もございますので、そうした部分の調和がとれた段階で、3カ所目の開設に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

○南委員

こども冒険ひろばからですけれども、受け皿があったらということで、増やしていく方向性を表明していただいたのですが、さまざまなNPOにさせていただくことがいいのかなと思います。その評価は私自身も今は持っているわけではないのですけれども、子どもたちにそういう経験ができる場をたくさん提供するというところから、増やしていただきたいと思っておりますので、積極的に受け皿探しをしていただきたい。私は、直営でもいいと思うのですけれども、そういう方向でぜひ取り組んでいただきたい。

今の子どもたちは、ゲームとかIT機器を活用した遊び、集団で群れて遊ぶことが本当に体験的に少ないだけに、そういう場をたくさん提供しないと、今の子どもたちに手足あるいは体全体を使った心身機能の発達を促せないわけですから、そこは重点施策として位置付けていただくくらいの迫力で取り組んでいただきたいと思っております。そのことは要望としてお伝えさせていただきたいと思っております。

それから、しつけ等については、児童センターとか児童相談所等でも共有ということなのですが、もちろんそうなのですけれども、今まで悲しい事件が発生しているところには、幾つかが、訪問しても子

どもと合わせてもらえない、そういうことが、その先にいけない、きちんとした指導ができない、寄り添って相談に乗れない1つの大きな壁になっていると思うのです。どうしたらいいのかは、もう少し専門家の意見もいただかないと、私も、ここでこういう考え方がありますということは紹介できないのですけれども、そこを突破していけるような、そういう対策を早急につくっていただきたいと思っています。

後の報告であると思うのですけれども、品川区内で児童相談所ができる、そういう方向にあるのですけれども、そこを待たずに、困っている子どもを救うという点で対策をとっていただきたいということもお願いをしておきたいと思います。

○飯沼委員

幾つかあるのですけれども、1点目は、5ページの組織のところ、先ほどの教育委員会と同じなのですが、この場合、非正規も入っています等と何も書いていないので、職員の配置は正規という捉え方でいいのかどうか。あと、非正規の職員がどのくらいいらっしゃるのかもまとめて教えてください。1点目です。

あと2点目は、職員の健康管理の項目が見つからなかったのですが、その辺の把握がされているのかどうか1点。あと、病欠の数字をつかんでいたら教えてください。あと、超過勤務のところ、先ほどと同じ月80時間超えの職員が何人中何人いらっしゃるのかを教えてください。

○福島子ども未来部長

非正規も含めての数字になっておりますので、内訳につきましては、今回は載せてございません。また必要であれば、次回、何か対策はあると思いますけれども、今回、記載はないものでございます。

あと、職員の健康管理につきましても、今回は事務事業概要の説明でございますので、そういった職員のことに関しては、今回のご報告ではございません。

また、病欠についても同様でございまして、事務事業の内容についてご説明申し上げておりますので、同じように、超勤80時間超えにつきましても、今のところ、この場では用意してございませんので、よろしくお願いいたします。

○飯沼委員

ほかの場所で伺うこととします。

続いて、76ページなのですが、園別の在籍状況という一覧表がありますが、ここで定員と在籍児の関係を1点。よく弾力化と言われているところなのですが、平成30年4月1日の定員と在籍児、特に希望の多いゼロ歳、1歳、2歳のところを計算しましたら、4月1日が108%になっているのです。これが1年経過すると、どんどん増えていくのですけれども、弾力化について、国の考えと品川区の考え、最終、どこまで増やすのが可能になっているのか。定員以上に子どもを入れている弾力化の考えを教えてください。これが1点です。

あと、91ページの下なのですが、新規入園申込者数等の状況、認可保育園と地域型保育事業の数字が書いてあります。平成30年のところが、新規申込者数、入園児数、待機児数となっているのですが、申し込み者数から入れた分を引いた数が多分706人だと思うのです。この差が多分、不承諾の方だと思うのですが、そこから何を何人ずつ引くと、この19人の待機児数になるのか、基本的なところを教えてください。お願いします。

○佐藤保育課長

まず、私から、定員弾力化の関係のお答えをさせていただきます。

委員、ご指摘の76ページだと思いますが、こちらに関しましては、平成22年度以降、定員弾力化を進めてきて、例年、この辺のパーセンテージで推移してございまして、今後、例えば9月、10月、1月になるほどに弾力数がどんどん増えていくことはございません。

国の考えでございまして、施設の一定の基準がございまして、園児1名に対してどれぐらいの広さというのもございます。この辺をクリアできる施設に関しましては、待機児童対策の関係で定員弾力化を進めるようにという通知も来ていますので、その考えに沿って、区も行ってございます。

ただ、一方、今後、待機児童対策で私立保育園をつくっておりますので、その辺で一定、公立保育園の定員弾力化をどこかで縮小を図っていくところは、課内でも検討課題に上がっておりますので、今後、子ども・子育て会議等でさまざま検討してまいりたいと考えております。

○大澤保育支援課長

不承諾数と待機児童数の関係でございすけれども、不承諾数706人から転園希望の方、求職活動を休止された方、認可以外の保育施設に入られた方、特定の保育所のみを希望している方、育休を延長された方を除いて、待機児童19名となります。

○飯沼委員

数はいいです。後で。

1つ、弾力化なんですけれども、具体的に、年間を見ていると、確実に弾力数は増えているのですが、課長は増えていないと。最初の園の状況を見て、多分、面積とか職員の配置の状況によってだと思うのですが、1年間を通して、最初の4月と同じなのですか。私の認識と違うので、そこをもう一回、お伺いしたい。

多分、すごく事細かに保育園の面積をはかって、そのたびに定員も変わってきたと思うし、定員以外に弾力化も可能ところと伺ってきていると思うのですが、計測する園の面積は、保育室だけなのでしょうか。廊下とか共有のところ、遊戯室とか、保育室以外のところも加味して計算をして、弾力化されているのか。ずっと疑問に思っていたところなので、教えていただきたいと思います。

あと、91ページの待機児童なのですが、4月1日のカウントの仕方はわかりました。6月1日現在の申請状況はどうなっているのかもあわせて教えてください。

あと、もう一点なのですが、98ページの保育施設の指導検査の問題なのですが、98ページの下の方の実績が載っていますけれども、このところ、私立保育園が、特に認可保育園を増設している。とても喜ばしいことなのですが、多分、急激に増えているところで、この検査をしていく、指導をしていくところが追い付いていかないのではないかと思っているのです。基本的に、年度中にどのぐらいの割合の保育園を検査していけばよいことになっているのか。基本的なところを教えてください、私は、人手が足りないのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長

何点かご質問をいただきました。順次、お答えをいたします。

1点目の弾力化に関しましては、私の言葉が足りなくて申し訳なかったのですが、入園予約を年間通じてやっておりますので、その分で例えば1歳児で四、五十名、4月1日現在の在籍に関して伸びていく関係もあります。定員と在籍の割合が少し上がるころは、委員、ご指摘のとおりだと思いますが、最終的に、2月、3月末のパーセンテージに関しては、ここ数年、大きく変わっていないと認識しております。

2点目の定員弾力化に関して、保育室等を広さに換算するのかというところでございますが、保育室

として利用可能であると認められるところに関しましては、共有部分でも広さをはかっているところ
です。当然、階段とか、保育室として利用できないところに関しましては除いております。

3点目の指導検査の関係でございますが、開設して1年以内に必ず回ることという規定がありますの
で、新規園に関しましては必ず回っています。それ以外の園に関しましては、さまざまな状況から計画
を立てて、順次、指導検査をしているところでございます。

体制の関係ですが、平成30年度から、保育、教育の評価ということ、指導検査の部門も組織改正
で強化をしておりますので、今のところ、十分、回れる体制だと考えております。

○大澤保育支援課長

6月の申請者数は、今、数を持っていません。ただ、6月1日現在で、ゼロ歳から2歳児の認可、認
証を含めて、空きが175人ございますので、一定、申し込みがあっても対応できる体制にはなってご
ざいます。

○塚本委員長

飯沼委員、そろそろまとめてください。

○飯沼委員

そろそろまとめます。

6月1日現在の数字は、多分、すぐわかると思うので、ぜひ、後で教えていただきたいと思いま
す。

認可、認証、175人あいているといっても、地域性とかがすごくあると思うのです。よくマッチン
グという言葉が使われますけれども、合っていないところ、厳しい状況で通えないところにおいては、
細かく合うところを探していく努力も大事だと思いますけれども、数字的に捉えていていただきたい
と思います。

あと、指導検査なのですけれども、職員はどのくらい増えたのか教えていただきたい。十分、回れる
ということなのですが、既存の園も回らなくてはいけない。あと、認証も回る、認可外も回る、都と一
緒に回る。これだけでもすごい大変だと思うので、ぜひ、率直にご意見を聞かせていただきたいし、増
やさなければいけなかったら、強力に応援をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長

指導検査の関係でございますが、増員の関係としましては、非常勤の職員を1名増員はしているのと、
あと、昨年度までは開設指導というところで、開設の部門と指導検査の部門を一緒にの係でやっていたの
ですが、そこを2つに分けていますので、今までそれぞれ仕事を重ねてやっていた部分を完全に指導検
査は指導検査と注力できるようになったのが2点目です。

3点目といたしましては、研修部門に園長OBが6名いますので、外部委託でできるところは、その
辺を進めて、園長OB6名を指導検査、巡回指導に回していくことで、私としては、かなり体制として
は拡充したと考えております。

○飯沼委員

済みません。6月1日のは後で教えていただけるのでしょうか。

○佐藤保育課長

わかりました。

○塚本委員長

ほかにごございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

では、ほかになければ、事務事業概要については以上で終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 3 時 2 6 分休憩

○午後 3 時 3 5 分再開

○塚本委員長

ただいまより、文教委員会を再開いたします。

3 その他

○塚本委員長

次に、予定表 3、その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

(仮称)品川区児童相談所の整備につきまして、お手元の A 4、1 枚の資料をご覧ください。

先ほどの事務事業概要にもございましたが、今年度、児童相談所と一時保護所整備のための基本設計を実施することとしておりますので、整備計画についてご報告させていただくものでございます。

資料の paragraph 1 でございます。こちらにも既にご案内のとおり、平成 2 9 年 4 月より、児童福祉法の改正により、特別区も児童相談所を設置することができるとされたことを踏まえて、準備を進めているところでございます。

具体的な整備計画地は、子供の森公園、北品川三丁目 1 0 番 1 3 号の一部敷地を活用させていただきます。施設の概要につきましては、児童相談所と一時保護所、階数は、現時点での構想は 4 階から 6 階建て程度、延床面積は約 3, 0 0 0 平米、計画地の面積は約 1, 2 0 0 平米、交通といたしましては、京急新馬場駅より徒歩 5 分程度でございます。

今後の具体的な整備スケジュールでございます。まず、公園の敷地の一部を活用させていただくことに関しまして、当然、公園の利用者や周辺の住民の安全確保、周辺の環境との調和に十分努めて配慮してまいりたいと思っております。

今年度に基本設計、来年度に実施設計、平成 3 2 年度から平成 3 3 年度の 2 カ年で実際の整備工事を行い、現時点では平成 3 4 年 4 月の開設を目指しております。

なお、本件につきましては、本日の建設委員会におきましても、子供の森公園を所管いたします公園課より、同じ資料に基づいて報告を行っております。

○塚本委員長

ご説明ありがとうございました。

各委員もご存じのとおり、児童相談所の移管に関する内容は、行財政改革特別委員会の調査事項でございます。しかしながら、本件につきましては、文教委員も共通の認識を持っておく必要があることから、委員長間で協議いたしまして、文教委員会でも報告をいただいたところでありました。

その点も踏まえまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○南委員

今、委員長の説明があったので、それは了解だと思うのですが、公園用地の中というところが、

もう少し適切な土地がなかったのかと思っているのです。これは文教委員会ではなくて行財政改革特別委員会なのだろうと思うのですけれども、改めて、この機会なのでできたら教えていただきたいのが1つです。

品川区はわりと便利なようで、なかなか公共施設に行くのが不便なところもあると、私はいつも、ほかの施設も含めて思っているのです。例えばバス停が前にあるとか。ここは多分、ないのではないかとと思うので、そんなふうに思うのです。そういうことも含めて、通所しやすい、そういう角度も含めての場所の設定があつていいと思っているのですけれども、ここに限らず、公共施設を建設する際に、そんなことも含めて……。

〔行財政改革特別委員会の調査事項〕と呼ぶ者あり〕

○南委員

では、そういう考え方を持っていただいたほうがいいと思っているので、それは私の意見として言いますけれども、その辺のことをよろしくお願いします。

○塚本委員長

移管にかかわることについては、この委員会では、委員長間の仕切りでしないということになっているから、あくまでも、それを踏まえて、何かございませんか。

ほかにないようですので、今後の委員会運営について、正副委員長よりご案内をいたします。

本年の文教委員会におきましても、当委員会に係る所管事務の中から、年間を通して協議していただきたい課題等について、委員の皆様より、ご意見、ご要望を聴取し、そうした課題、事項を本年の文教委員会のテーマに掲げ、所管事務調査および行政視察を通して、具体性を深めていきたいと考えております。

つきましては、5月29日の文教委員会で申し上げましたとおり、委員の皆様から文教委員会に係る所管事務の中で調査したいテーマをお出しいただきたいと考えております。

それでは、今年度の調査項目について、ご意見を各委員よりいただきたいと思っておりますので、ご発言をお願いいたします。

○渡部委員

今、委員長からございましたとおり、前回の臨時会明けの委員会、今年はスケジュール的にしようがない部分もあると思います。細かくではなくて、すごく大きくくりで2点、申し上げさせていただきます。

1つが、これも大タイトルとして、どういう言い方がいいのかわからないのですが、健康の教育。タイトルはまた改めてだと思っておりますけれども、健康教育といいたいでしょうか。ただ、健康教育といっても広うございまして、私たちの中では、心の健康とか体の健康とかとある中で、例えば、先ほど他会派の中でもありましたけれども、命の教育というのでしょうか。そういう部分ですとか、心の健康の部分です。体の健康でいいますと、例えば食育とかもこういうところに入ってくる。健康に対して全般的に捉えた所管事務調査、細かいところはこれからまた正副委員長等で打ち合わせいただいたり、私どもも、限られた時間での発言となってしまったものですから、まだ具体性に乏しいところがあるのですが、そのような点で1点。

もう一点が、これも言葉的に、保育といったら保育なのですから、多様な保育のあり方とでも申しましょうか。例えば、さまざまな考え方があります。先ほどからも説明いただいていたとおり、待機児童数に関しては、ある程度一定落ち着いて、この先、世間でも騒がれている、保育の質をどうするか。今回、多様な保育と挙げさせていただいている部分は、当然、認可に限らず、区内は認証をやっていた

だいたり、また、さまざまな方策で待機児童を減らしていく努力をしてきた中で、いざ質となると、例えば保育士の数などいろいろな観点から研究を進めていかなければならない。あとは、いわゆる障害児保育、病児保育もどうなっていくのか。

保育をいずれ品川区の教育に結び付けるにあたっては、特色のある保育とでもいいでしょうか。これも深い研究をしているわけではないのですけれども、例えば体育、体操等に特化した保育、音楽に特化した保育、英語に特化した保育などというような、品川区の学校ではないのですけれども、特色ある保育を、どこかそういう取組みをしているところはあると思っている中で、すごく漠然としているのですが、2点、ご議論いただければと思います。

〇つる委員

今、渡部委員からもありました。大きいくりは健康というところになる部分があるのですが、一部で既に実施していただいていると思うのですが、健康の中でがん教育です。学習指導要領の中にもしっかりと明記されて、これからの大きいものはあるわけですが、先駆的に先行して取り組んでいる自治体も多数、私たちも視察を含めて確認している中で、品川区も、取組み方、細かい部分はまた別途ですが、このあたりについては、大きくくりで、先ほどの健康を含めた教育、命にかかわるわけですが、そういうところ。心の部分等ありましたけれども、フィジカルな部分とがん教育。

あとは、これも学習指導要領に明記されましたけれども、いわゆる心肺蘇生教育です。これも、やり方はまちまちかと思いますが、例えば、胸部圧迫ですとかAED、こうした使用についても、学校の工夫でやっているところもあろうかと思えます。学習指導要領に明記されているということも含めて、教育の先駆をいく品川区としての現状の取組み、そして、これからの展開という視点で、そのあたりを調査したい。

それから、道徳については今年度からでしたか。だから、品川区は市民課の中でということがありましたから、このあたりが現状どうかということと、もう一つはプログラミング教育です。これも昨年度の委員会の中でも若干議論があったと記憶しています。

それからあと、もう一つは、渡部委員と丸かぶりなのですが、自民党から出た保育の質。ここも前年度やりましたけれども、保育というと施設全体も含む部分があって、もう少し、これをフォーカスして、保育士、マンパワーの質の部分、ここをしっかりと手当てしていく必要があるのではないか。今までは量的な部分の緊急性があったわけですから、拡大、拡大してきた中で、平成30年度初めの数字を見ても、当然、今後、一定程度の数の拡大は必要だと思うのです。保育士の質にフォーカスした、これまでの品川区の取組み、また、これからの展開という観点で、保育の質を会派としては所管事務調査に上げていきたいと思えます。

〇南委員

私的には、1つは、先ほども事務事業概要の中で質問させていただいた学校の不登校の問題です。品川区は、そんなに増えていないとおっしゃっていたけれども、それでも小学校、中学校を合わせて200人近い子どもがいろいろな状況で学校に行けない、あるいは、マイスクール等に通っている、そういう状況です。必ずしも学校に行けないことが悪いという見方をすることは正しくないと思うのですけれども、不登校の原因をできるだけ除いていく。また、そういう中で子どもの自己肯定感をしっかり持てる教育はどうあったらいいのか。教育というよりも、地域の環境、学校内の環境も含めて、どうあったらいいのかをもう少しこの委員会としても深めていけたらいいと思っておりますので、その点について。私はそう思いました。

○飯沼委員

2つになってしまうのですが、健康という意味では、心の健康に通じると思うのですが、性の多様性を認めていく教育。心の健康にも通じるし、医療機関とのかかわりもあるし、教育機関のなかかわりもあることなので。そういった意味で、子どもたちの居場所をきちんとつくっていく意味においては、私は、とても遅れている分野だと思うので、議員みずからが学んでいくことが大事ではないかと思っております。

○石田（し）委員

一応、我が会派としては用意しましたが、基本的には正副委員長で検討していただければと思うので、まず、その点は伝えさせていただきます。

私どもの会派からは、1つは次世代教育について。これはA I、I C Tの活用、アクティブラーニングについて、また、グローバル人材の育成、プログラミング教育についてなど、次世代への教育について。

もう一つは子育て支援についてで、特に在宅の子育て支援についてと子どもの貧困について、ニューボラについて、このようなものがないのではないかと提案をさせていただきます。

○高橋（し）委員

正副委員長での整理ということで結構だと思います。私も、教育は、新学習指導要領の調査が昨年ありましたので、先ほどほかにもありましたが、プログラミング、アクティブラーニング、主権者教育、英語教育などについてももう少し突っ込んでいただければ。

あと、コミュニティ・スクールの中でも、先ほども働き方との関連でお話しさせていただきましたが、外部の人材や団体を活用していただくときの、具体的に、例えば大阪市などでは、もう1,000万円ぐらい学校につけてみたいなのがあったりしますので、コミュニティ・スクールの財政的な面で進んでいるところの研究をと思ったりしました。

それからあと、子ども関係では、子どもの養育支援で、ひとり親の方とか離婚とか児童扶養手当、手当というところとあれですが、家庭の教育力の強化、そういった養育的なところを整理して、どのような施策がこれからさらに拡大できるか、あるいは、整理していけるかを調査したいと思っています。

○塚本委員長

今、いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。

まだ、これ以後の追加で調査したいテーマがもしございましたら、6月18日月曜日までに、文書にて事務局にご提出をお願いいたします。

日程的なこともございますので、提出されましたそれぞれのテーマにつきましては、資料等の準備などを含め、調査が可能か、正副委員長と理事者で協議させていただきます。次回、7月2日、もしくは3日の委員会で調査項目について決定していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続いて、行政視察についてご案内申し上げます。

行政視察における調査項目、具体的な視察都市などについてご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

過日、過去の視察先の一覧につきまして、参考にお配りさせていただきました。

所管事務調査の調査項目との関連もございしますが、調査項目および都市名について、この場でご意見等がございましたら、ご発言願います。

○渡部委員

今、各会派から所管事務調査に関していろいろ出てきました。当然、所管事務の中で全部できると思いませんから、具体的な場所も取り急ぎ、これから出てくるかもしれないですけども、それに基づいて、皆様はいろいろおっしゃっていただけたと思います。ぜひ、数多く、所管事務から漏れたものも取り上げていただければとまず思っております。今、いろいろな自治体が相当出てきましたから、行けるのかと期待していますし、さまざま学べると思っています。

私は、1つ、2つ、自分の中では、先ほど所管事務調査を申し上げた中で考えていて、保育といいましょうか、先ほど泥にまみれてというようなプレイパークのお話もあったのです。去年でしょうか、私も不勉強なのですが、**「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」**というのは県レベルだったのですが、鳥取、広島、長野連名で出されているのです。その中で、それぞれの県が、いろいろな施策をやっているようなのです。私も、子育ては泥にまみれてといいましょうか、自然と結び付ける重要性は認識しておりますし、実際、どのような形でやっているのか見てみたい。では、それが東京に活かせるのかという話がありますけれども、身近なところにプレイパークとかもできましょうし、公園とかも利用して、さまざまなことができると思いますので、ぜひ、これは学んでみたい。鳥取、広島、長野でやっていました。

あとは、健康という部分で、何か先進的な、自治体ではないのですけれども、それぞれ教育機関にもしお邪魔できるのであれば行ってみたい。去年、文教委員会で、学園都市駅に行って、兵庫教育大学があったのです。そこがいろいろおもしろいこともやっていると思って見ていましたけれども。

○塚本委員長

兵庫県。

○渡部委員

はい。それは兵庫教育大学。まだ確実に追いかけてはいないので、大学院の研究がおもしろいことをやっていると思って見ていました。

基本的には、行きたいところというよりも、必要なところを探していただいて、ある程度、正副委員長にお任せしたいと思います。

○南委員

今、品川区議会では、一般的に2泊3日の管外視察というと、遠方というイメージで出すのですけれども、あまりそういうことにこだわらずに、見てみたら、茨城県的美浦村というのがあり、教育施策を見たいと思っているのです。本を読んでいたら出てきたので、ノーテレビ・ノーゲーム運動というのを村で取り組んでいるというのです。去年も、私、文教委員会を担当して、教育委員会でアンケートをとったのを見ると、家庭での学習が学年が上がるにつれて少なくなるという残念な傾向もあって、それは品川区の子どもに限らないのです。日本全体的な傾向だと思うのですけれども、そういう中で、私も含めて、テレビを何時間も見てしまうときがあります。そういうことをできるだけ少なくしていくという考え方のもと、ノーテレビ・ノーゲーム運動をやっているというのです。小さな村だから、大都市の品川区でできるかはわかりませんが、そういう運動をしているという精神を受けとめていきたいと思ったので、もし機会があったらと思っているのです。ですから、別に遠方でなくてもいいわけで、そういうところも取り上げていただいて、そういう教育行政を学んでいきたいと思っております。

ノーテレビ・ノーゲーム運動だけではなくて、例えば、図書館の本、学校の本を選ぶのに、子どもたちにいろいろな工夫をして選ばせている。そのことによって読書がすごく進む、そういう取り組みもしているというのです。だから、学ぶところはあると思いますので、検討していただきたいと思っております。

○飯沼委員

先ほど兵庫県という県名が出たのですが、兵庫県の教育委員会で、人権教育及び啓発に関する総合推進指針をつくったと思うのです。文部科学省から平成27年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知が出ているのですが、これに沿って、結構、あちこちの県段階で、その先の具体化が進んでいるところがあるのです。兵庫県は大学の教授も、結構、こういうところに熱心な方がおられて、その通知を受けて、指針を持って、例えば、教職員に対する手引とか、市民の皆様に対するいろいろなパンフレットとか、具体化をしているということなので、ぜひ、進んでいるところに学びたいと思っています。

○塚本委員長

ほかにありますか。

○高橋（し）委員

紙を出せるのですか。

○塚本委員長

そうです。18日までということで案内します。

では、一旦はここで終わらせていただきます。ご意見ありがとうございました。

ただいまいただいたご意見を参考に、これまで行ってきた行政視察の調査項目や視察先、今年度の所管事務調査項目案等をさまざまな観点から正副委員長で検討させていただき、所管事務調査とあわせてお示しし、決定していきたいと考えています。

なお、本日以降も、調査項目等のご意見がございましたら、18日までに事務局へお願いしたいと思います。

続きまして、日程について確認させていただきます。

行政視察は、例年、第3回定例会後に行っているところですが、今年度は9月30日に区長選挙、区議会議員補欠選挙が予定されていることから、議会日程が例年と大幅に変わってくる見込みです。

具体的には、例年10月下旬に行政視察を実施しておりますが、今年度は、選挙前後の会議日程等のスケジュールを考慮いたしますと、同時期での実施は困難であります。

したがって、行政視察の時期を早めまして、9月第1週、9月3日から7日、または、第2週、9月10日から12日、どちらかの週での実施が濃厚であります。

仮に、この時期の実施となりますと、例年より1カ月ほど日程が繰り上げとなりますので、当委員会での協議につきましても、繰り上げて行っていく必要がございます。

ただいま申し上げた日程で、2泊3日で実施するとした場合に、ご都合の悪い日がある委員はいらっしゃいますか。

特にこの日程でよければ、2泊3日で、この中で検討させていただきます。

幾つかありましたけれども、9月3日が都合が悪い方が多いようです。

一応、今の皆様のご意見をお伺いいたしましたので、その中から2泊3日で実施します。

それでは、日程につきましては、そのように予定させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、本日いただいた意見、追加でいただいた意見を参考に、次回、7月の委員会で、正副委員長でまとめさせていただいた日程、調査項目等の案をお示しさせていただきます。

その後は、先方との調整を経まして、最終的に7月の閉会中の委員会で決定してまいりたいと思いま

すので、よろしくお願いいたします。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後 4 時 0 4 分閉会